

(様式第7号) (第51条の6、第54条の2、第55条関係)

対象事業変更報告書

平成 28年 5月 16日

長野県知事 殿  
( 長野市長 殿 )

住 所 長野市箱清水一丁目3番8号  
氏 名 長野広域連合  
長野広域連合長 加 藤 久 雄  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第31条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称		長野広域連合 A 焼却施設建設事業
変更しようとする内容	変更前	別添のとおり
	変更後	別添のとおり

(備考) 必要に応じ、変更しようとする内容に係る図面又は写真を添付すること。

「(仮称) 長野広域連合 A 焼却施設」建設工事  
工事中事後調査  
計画書



## 1. 目的

本調査は、「(仮称)長野広域連合A焼却施設」建設工事に際し、「長野広域連合A焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」(平成24年2月、長野広域連合；以下、「環境影響評価書」という。)に基づき、周辺環境の状況を把握することで工事中の周辺環境が保全されていることを確認し、また影響がみられる場合には速やかな保全対策を講じることを目的として実施する。

## 2. 事後調査に係る方針

本調査は、環境影響評価書の第6章 事後調査計画(以下、「評価書事後調査計画」という。)に準拠して実施する。なお、評価書事後調査計画は、環境影響評価書の作成時点での事業計画の想定に基づいて策定されているため、実際の事業内容及び工事とは異なる部分が出てくることから、以下のような方針に沿って事後調査を行う。

- ・事後調査の計画は環境影響評価の手続きを経て公表されたものであるため、評価書事後調査計画に準拠して実施することを基本とする。
- ・対象事業実施区域及び施設配置が変更になっていることから、評価書事後調査計画の通りでは支障があるものについては、その調査の趣旨に添うよう調査地点、調査手法等を変更する。
- ・具体的な工事計画を基に、適切な調査時期を設定する。
- ・同等以上の調査精度を確保しつつ、より詳細なデータ収集や効率化を図ることによって、工事へのフィードバックに寄与するものについては、調査方法の見直しを行う。

### 3. 事後調査の項目

工事中の事後調査の項目を表 3-1～3-5 に示す。

調査項目は、評価書事後調査計画に示された通りとする。

表 3-1 事後調査の項目（大気質：工事中）

要 因 区 分		工事による影響の想定					留意点
		運搬	掘削	建築物等の 撤去・廃棄	舗装工事・ コンクリート工事	建築物 の工事	
項 目	二酸化硫黄	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴う大気質への影響については、実際の工事工程、工法、建設作業機械の稼働状況を踏まえて事後調査を行う。</li> <li>工事計画から、「掘削」、「舗装工事・コンクリート工事」、「建築物の工事」のうち、影響が最も大きくなる時期に実施する。</li> </ul>
	一酸化窒素	—	○	—	○	○	
	二酸化窒素	—	○	—	○	○	
	浮遊粒子状物質	—	○	—	○	○	
	ダイオキシン類	—	—	—	—	—	
	ベンゼン	—	—	—	—	—	
	トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	
	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	
	ジクロロメタン	—	—	—	—	—	
	粉じん ・ 降下ばいじん	—	○	—	—	—	
その他の必要な項目 ・ 塩化水素	—	—	—	—	—		

○：事後調査を行う項目

表 3-2 事後調査の項目（騒音：工事中）

要 因 区 分		工事による影響					選定・非選定の理由
		運搬	掘削	建築物等の 撤去・廃棄	舗装工事・ コンクリート工事	建築物 の工事	
項 目	総合騒音	—	○	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴う騒音への影響については、実際の工事工程、工法、建設作業機械の稼働状況を踏まえて事後調査を行う。</li> </ul>
	道路交通騒音	—	—	—	—	—	
	建設作業騒音	—	○	—	○	○	

○：事後調査を行う項目

表 3-3 事後調査の項目（振動：工事中）

要 因 区 分		工事による影響					選定・非選定の理由
		運搬	掘削	建築物等の 撤去・廃棄	舗装工事・ コンクリート工事	建築物 の工事	
項 目	総合振動	—	○	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴う振動への影響については、実際の工事工程、工法、建設作業機械の稼働状況を踏まえて事後調査を行う。</li> </ul>
	道路交通振動	—	—	—	—	—	
	建設作業振動	—	○	—	○	○	

○：事後調査を行う項目

表 3-4 事後調査の項目（水質：工事中）

要 因 区 分		工事による影響		選定の理由
		掘削	舗装工事・ コンクリート工事	
		工事中の湧水(濁水) 工事中の降雨(濁水)	工事中の降雨 (濁水)	
項 目	生活環境項目 (浮遊物質、濁度)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中の水質は、「掘削」、「舗装工事・コンクリート工事」の期間における、湧水及び降雨時の雨水排水について事後調査を行う。</li> </ul>

○：事後調査を行う項目

表 3-5 事後調査の項目（水象：工事中）

区分	要因	工事による影響	選定の理由
		掘削	
		工事中の湧水	
項目	地下水位	○	・ 工事中の水象は、「掘削」に伴う揚水期間中及びその前後について事後調査を行う。

○：事後調査を行う項目

## 4. 事業計画の変更点及び工事計画

### 4-1 事業計画の変更点

事業計画について、環境影響評価書に記載された内容と変更された項目を表 4-1 に示す。変更された項目のうち、工事中の事後調査に関連する項目は、No. 2、No. 5 及び No. 7 である。

#### (1) 対象事業実施区域（敷地境界）の変更

対象事業実施区域に変更があり、敷地境界が変更となった。変更後の敷地境界は図 4-1 に示すとおりである。西側に大きく張り出した領域がなくなったほか、北側の市道松岡南線に接する部分が東西に拡大され、また既存焼却施設側の領域も拡大した。

#### (2) 施設配置計画

施設配置計画に変更があり、工場棟及び煙突の位置が変更となった。変更後の施設配置は図 4-1（前出）に示すとおりである。敷地境界が全体に東に寄ったことにより、工場棟及び煙突位置が東に移動した。

#### (3) 工事計画

具体的な工事期間及び内容は表 4-2 に示すとおりである。環境影響評価書では 24 か月間の工事期間としていたが、変更後は平成 28 年 7 月からの 27 か月間となっている。

表 4-1 事業計画の変更点

No.	環境影響評価	現計画
1	P3 1-3 事業の種類 焼却能力 450t/日	焼却能力 405t/日 (135t/日×3 炉)
2	P6 1-5-2 対象事業実施区域及びその周辺区域の概況 表 1-5-1 対象事業実施区域の概要 敷地面積 約 3.8ha	敷地面積 約 4.0ha
3	P9 1-5-3 規模 表 1-5-2 計画施設の規模等 焼却炉 (450t/日)、灰溶融炉 (約 60t/日)	焼却炉 (405t/日)、灰溶融炉 (約 22t/日) (135t/日×3 炉)
4	P9 1-5-5 施工計画 2) 造成計画 表 1-5-4 ごみピットの規模 面積 1,200m <sup>3</sup> 掘削深 地下 9.1m (ピット深 地下 7.6m) 必要容量 15,750m <sup>3</sup> (450t/日×7 日分)	面積 920m <sup>3</sup> 掘削深 地下 10m (ピット深 地下 7.5m) 必要容量 14,921m <sup>3</sup> (405t/日×7 日分)
5	P10 1-5-5 施工計画 1) 施設配置計画 図 1-5-3 施設配置計画図	図 4-1 参照
6	P11 1-5-5 施工計画 1) 施設配置計画 図 1-5-4 施設立面図	図 4-2 参照
7	P12 1-5-5 施工計画 4) 工事計画 表 1-5-5 現場工事期間	表 4-2 参照
8	P21 1-5-6 供用の計画 2) 余熱利用計画 表 1-5-16 計画施設の発電電力量の見込み 年間発電電力量 43,512 (MWh) 年間余剰電力量 10,472 (MWh)	年間発電電力量 51,142 (MWh) 年間余剰電力量 33,389 (MWh)

敷地境界（東側） 移動距離：79.9m（図 4-1 参照）



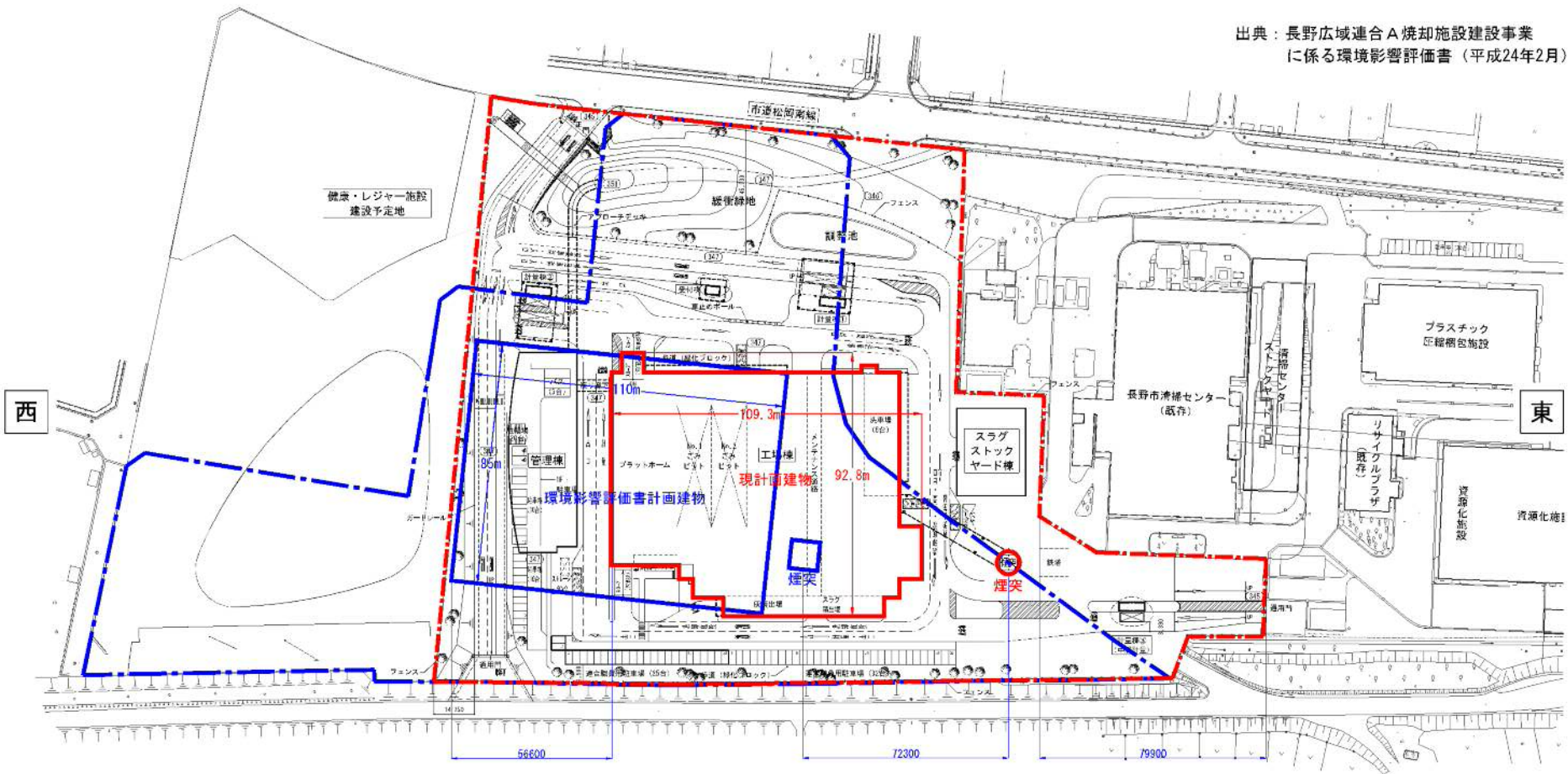
北

凡例

- 環境影響評価書対象事業実施区域
- 環境影響評価書施設配置計画（工場棟、煙突）
- 現計画対象事業実施区域
- 現計画施設配置計画（工場棟、煙突）

出典：長野広域連合A焼却施設建設事業に係る環境影響評価書（平成24年2月）

5



西

東

南

本書の全部または一部の無断複写複製を禁じます。

長野広域連合様  
 「（仮称）長野広域連合A焼却施設」整備及び運営事業  
 全体動線計画（竣工時）  
 縮尺 A3:1/1500

図 4-1 対象事業実施区域の変更



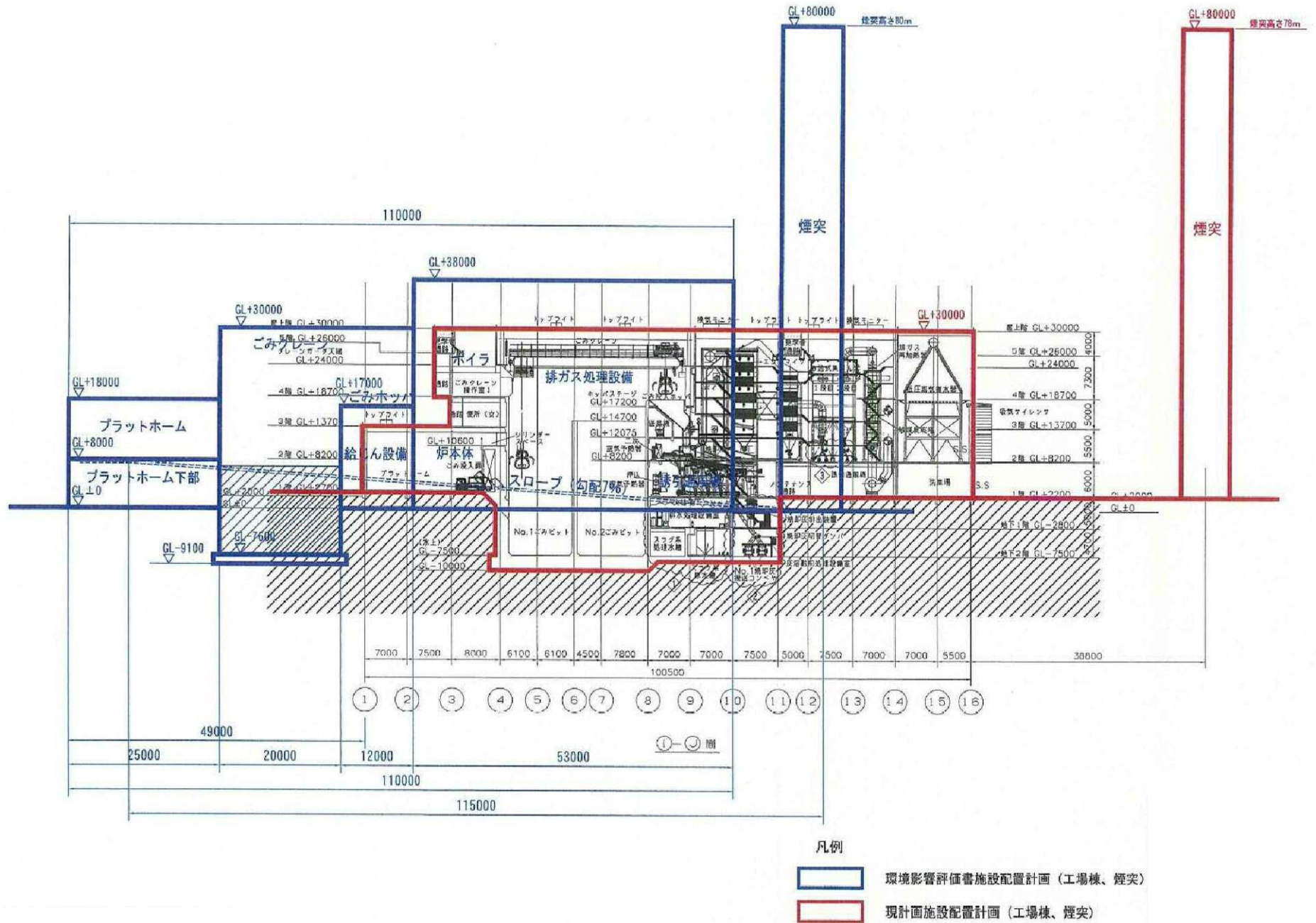


図 4-2 施設配置、建屋形状の変更

出典：長野広域連合 A 焼却施設建設事業  
に係る環境影響評価書（平成24年2月）



## 4-2 事後調査計画の見直し

事業計画の変更を受けて、評価書事後調査計画を見直す点について調査項目ごとに検討した結果は次のとおりである。

### (1) 大気質

敷地境界及び施設配置の変更に伴い、作業場所や建設機械等の動線が変わる。評価書事後調査計画では、敷地北端に調査地点を設定しているが（図 5-1 参照）、近接民家の位置に配慮した上で、作業場所や建設機械等の動線にかからない位置に調査地点を変更する。

調査時期は、評価書事後調査計画では「掘削」、「舗装工事・コンクリート工事」、「建築物の工事」のうち、影響が最も大きくなる時期に実施する」としている。建設機械等の稼働が最も多くなるのは、杭工事、地下躯体工事、造成工事、管理棟等工事及び煙突工事を並行して実施する平成 28 年 11 月から 12 月にかけてであり、この時期に大気質への影響が最も大きくなると想定される。現段階では、平成 28 年 12 月中旬に調査を行う予定とする。

### (2) 騒音、振動

敷地境界及び施設配置の変更に伴い、建設機械等の稼働位置が変わると考えられる。評価書事後調査計画では、北側及び西側の敷地境界に調査地点を設定しているが（図 5-2 参照）、いずれも周辺の民家の位置を考慮した上で、騒音規制法に沿って敷地境界に設定したものである。西側敷地境界については、敷地境界の位置が変更となったため、敷地境界線上に位置を変更する。

調査時期は、評価書事後調査計画では「工事の最盛期」としている。建設機械等の稼働が最も多くなるのは、杭工事、地下躯体工事、造成工事、管理棟等工事及び煙突工事を並行して実施する平成 28 年 11 月から 12 月にかけてであり、この時期に建設機械等からの騒音、振動が最も大きくなると想定される。現段階では、大気質と同様、平成 28 年 12 月中旬に調査を行う予定とする。

### (3) 水質

敷地境界及び施設配置の変更があるが、工事中の排水（沈砂池を経由した工事現場からの放流水）は当初計画と同じ位置に放流する計画であるため、調査地点の変更は行わない。

調査時期は評価書事後調査計画では「工事の最盛期における平常時及び降雨時」としている。平常時の調査は、ごみピット底板のコンクリート工事を行う平成 29 年 1 月が最も影響が大きくなると考えられるため、この時期の降雨のない時に実施する。降雨時の調査は、土木工事の最盛期の降雨時に実施する。

### (4) 水象

敷地境界及び施設配置の変更があり、ピットの掘削場所も変更となっているが、評価書事後調査計画では既存の井戸を調査地点としているため（図 5-3 参照）、調査地点を変更する必要はない。なお、対象事業実施区域内の調査地点（St. 1）については、工事場所にかかるため、計画通り観測井を移設する。また、敷地北東側の改変を受けない場所に St. 5 の観測井を設置する。

調査時期は、評価書事後調査計画では「掘削工事に伴う揚水期間中及びその前後 1 週間毎日」としている。掘削工事に伴う揚水期間は、地下躯体工事を行う平成 28 年 11 月から平成 29 年 7 月までの 9 か月間を予定しており、この期間と前後 1 週間について毎日調査を実施する。なお、期間が長期に渡ることから、自動記録が可能な水位計を用いて水位観測を行う。

## 5. 事後調査計画

### 5-1 大気質

#### (1) 調査項目等

工事による大気質への影響の事後調査は表 5-1 に示す内容で実施する。

調査項目は建設機械の稼働に伴う一酸化窒素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とする。

調査頻度は工事の最盛期 1 回とする。調査時期は、地下躯体工事、造成工事、建築工事及び煙突工事を並行して行う時期を予定する。現段階では、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び地上気象は平成 28 年 12 月中旬の 7 日間を、降下ばいじんは年末年始の休工期間を避け、11 月下旬から 12 月下旬の 30 日間を想定する。

調査地点は図 5-1 に示す対象事業実施区域内 1 地点とする。近接民家への影響に配慮し、評価書事後調査計画と同様の位置とする。ただし、敷地境界付近の電柱及び送電線を避け、工事中の動線にかからない位置とする。

表 5-1 大気質の事後調査計画（工事による影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
一酸化窒素 二酸化窒素 浮遊粒子状物質	1回 (工事の最盛期；12 月中旬を想定) (7日間/季)	24時間連続測定 [1時間値× 24回×7日]	対象事業実施区域内1地点
地上気象 (風向・風速、気温、湿度)			
降下ばいじん	1回(工事の最盛期) (30日間)	連続捕集 [1検体/30日]	対象事業実施区域内1地点

#### (2) 測定方法

大気質の測定は、「大気汚染に係る環境基準について」及び「二酸化窒素に係る環境基準について」等に定める方法に準拠して、表 5-2 に示す方法により行う。また、降下ばいじんについては大気汚染物質測定法指針に定める方法により行う。

地上気象の測定は、地上気象観測指針に定める方法により行う。

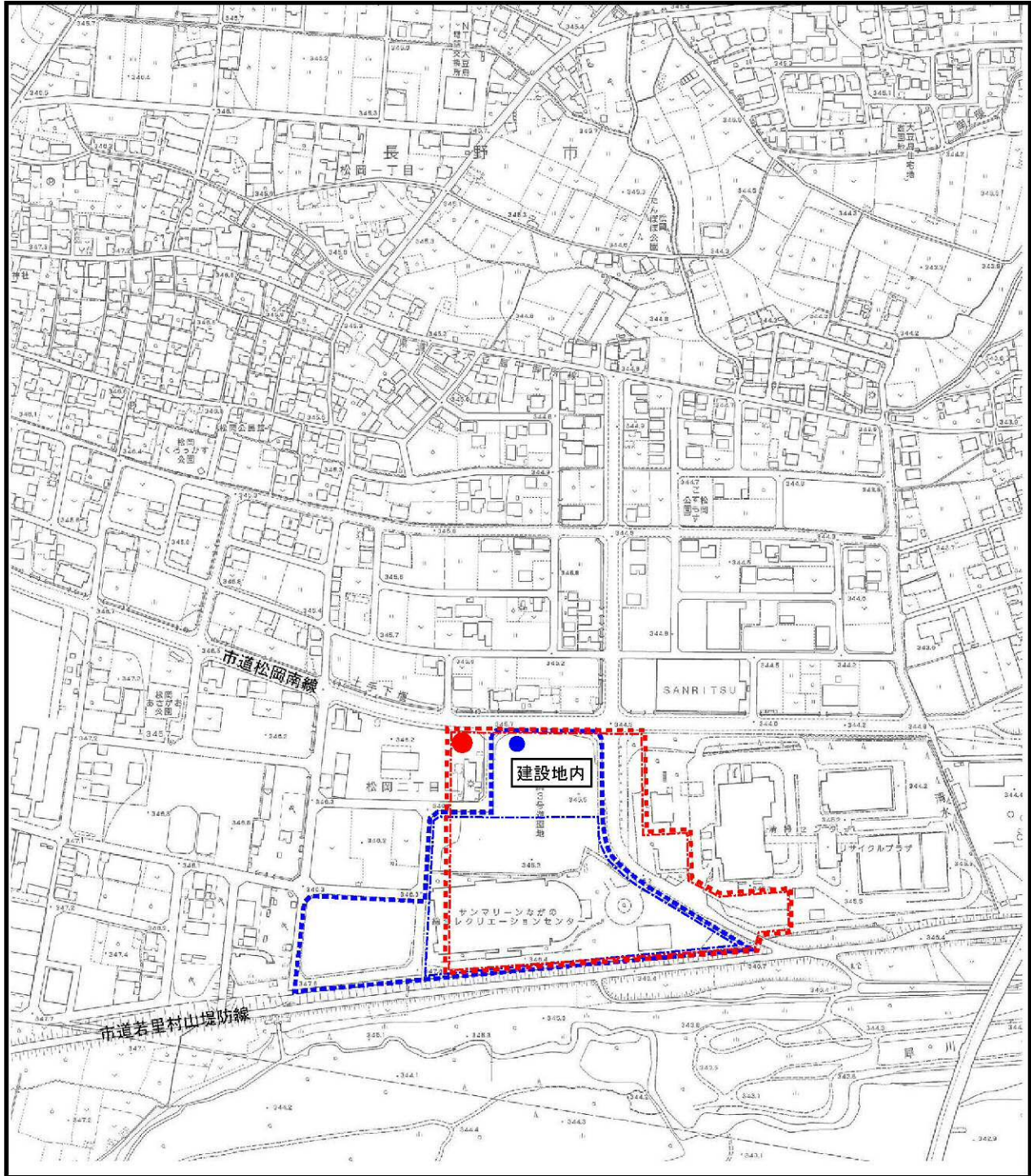
なお、一酸化窒素及び二酸化窒素については、オゾンを用いる化学発光法による測定が認められていることから、測定方法に追加する。

表 5-2 大気質の測定方法

測定項目	測定方法	データの情報	測定位置
一酸化窒素 (NO)	ザルツマン吸光光度法またはオゾンを用いる化学発光法 <sup>注)</sup> (JIS B 7953)	毎正時	地上 1.5m
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )			
浮遊粒子状物質 (SPM)	β線吸収法 (JIS B 7954)	毎正時	地上 3.5m
降下ばいじん	デポジットゲージ採取法	1検体/30日	

注) 評価書事後調査計画からの変更点。





<変更前>	<変更後>
敷地境界	敷地境界
工事範囲	工事範囲
調査地点	調査地点

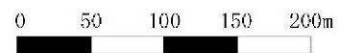
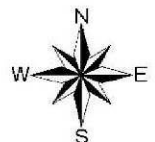


図 5-1 大気質事後調査地点

## 5-2 騒音

工事による騒音への影響の事後調査は表 5-3 に示す内容で実施する。

調査項目は、総合騒音及び建設作業騒音レベルとする。

調査頻度は工事の最盛期 1 回及び工事停止時（暗騒音測定）1 回の 2 回とする。工事の最盛期の調査時期は、大気質と同様、地下躯体工事、造成工事、建築工事及び煙突工事を並行して行う時期を予定し、現段階では 12 月中旬を想定する。

調査地点は、図 5-2 に示す西側敷地境界付近及び近接民家付近の 2 地点とする。敷地境界の変更により、評価書事後調査計画の調査地点のうち「西側敷地境界」は敷地境界線上から外れることとなるため、変更後の敷地境界線に移動する。

工事中は周囲に仮囲い（フラットパネル、高さ北側 5m、他 3m）を巡らせるが、測定位置は、環境影響評価の予測位置と条件を合わせ、仮囲いの外側の地上 1.2m の位置とする。

西側敷地境界では、建設作業以外の騒音をカットした建設作業騒音について、特定建設作業の基準値との比較を行う。近接民家付近では、建設作業騒音を特定建設作業の基準値と比較するとともに、データのカットを行わない総合騒音について、騒音に係る環境基準との比較も行う。

表 5-3 騒音の事後調査計画（工事による影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
総合騒音	工事実施時 1回 (工事最盛期; 12月中旬を想定)	連続測定 [昼間12時間連続]	2 地点 (予測地点: 西側敷地境界及び 近接民家付近)
建設作業 騒音レベル	工事停止時 1回 (暗騒音; 休工期)		
測定方法 1: 「騒音に係る環境基準について」に定める方法 2: 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準に定める方法			

## 5-3 振動

工事による振動への影響の事後調査は表 5-4 に示す内容で実施する。

調査項目は、総合振動及び建設作業振動レベルとする。

調査頻度は工事の最盛期 1 回及び工事停止時（暗騒音測定）1 回の 2 回とする。工事の最盛期の調査時期は、地下躯体工事、造成工事、建築工事及び煙突工事を並行して行う時期を予定し、現段階では平成 28 年 12 月中旬を想定する。

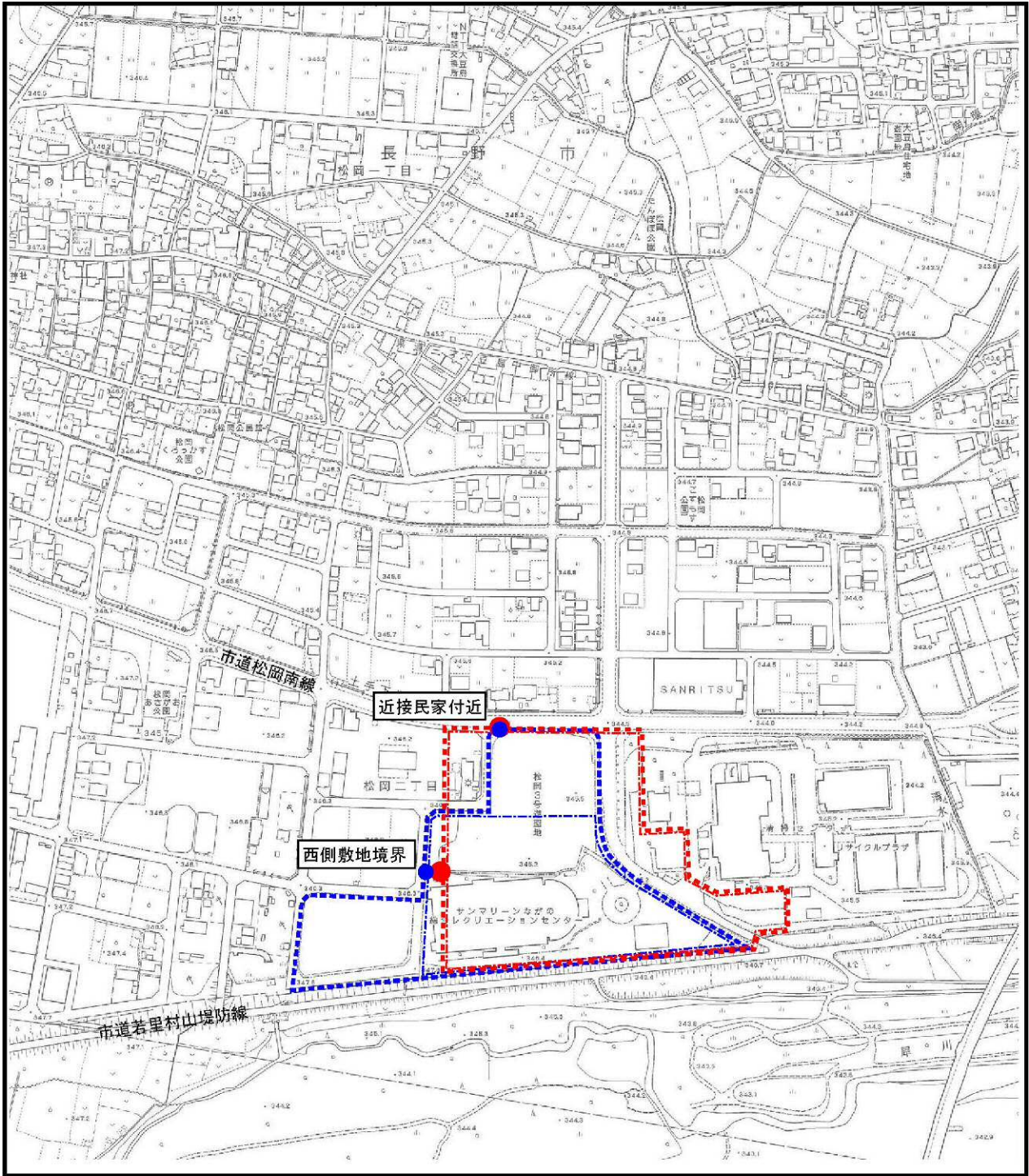
調査地点は、図 5-2 に示す西側敷地境界付近及び近接民家付近の 2 地点とする。騒音と同一の場所で測定を行う。測定位置は、騒音と同様、仮囲いの外側とする。

西側敷地境界では、建設作業以外の振動をカットした建設作業振動について、特定建設作業の基準値との比較を行う。近接民家付近では、建設作業振動を特定建設作業の基準値と比較するとともに、データのカットを行わない総合振動について、人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値との比較も行う。

表 5-4 振動の事後調査計画（工事による影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
総合振動	工事実施時 1回 (工事最盛期; 12月中旬を想定)	連続測定 [昼間12時間連続]	2 地点 (予測地点: 西側敷地境界及び 近接民家付近)
建設作業 振動レベル	工事停止時 1回 (暗騒音; 休工期)		
測定方法 1: 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準に定める方法			





＜変更前＞	＜変更後＞
敷地境界	敷地境界
工事範囲	工事範囲
調査地点	調査地点

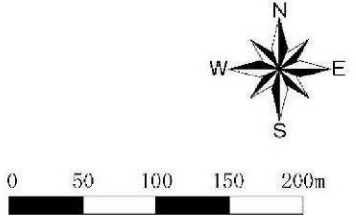


図 5-2 騒音・振動事後調査地点（工事による影響）

## 5-4 水質

### (1) 調査項目等

工事による水質への影響の事後調査は表 5-5 に示す内容で実施する。

調査項目は、工事に伴い発生する濁水とし浮遊物質量及び濁度とする。

調査頻度は掘削工事中の平常時及び降雨時とする。平常時の調査は、ごみピットの底板のコンクリート工事を行う平成 29 年 1 月がもっとも影響が大きくなると考えられるため、この時期の降雨がない時に実施する。降雨時の調査は、土木工事の最盛期の降雨時に実施する。

調査地点は図 5-3 に示す 3 地点とし、環境影響評価書における現地調査地点と同じ位置とする。

表 5-5 水質の事後調査計画（工事による影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
・生活環境項目 (浮遊物質量、濁度) ・現地調査項目(※1)	掘削工事中の平常時、降雨時各 1 回 (降雨時は 1 降雨の濁水ピーク時 付近で 5 回測定する)	水質調査方法及び「水質汚濁 に係る環境基準について」に 定める方法	3 地点  (現地調査 2 地点の うち、St. 1 及び St. 3 放流水 1 地点として St. 4)
流 量	上記水質調査時		
注：※1：現地調査項目は気温、水温、外観、臭気、透視度、pH、電気伝導度			

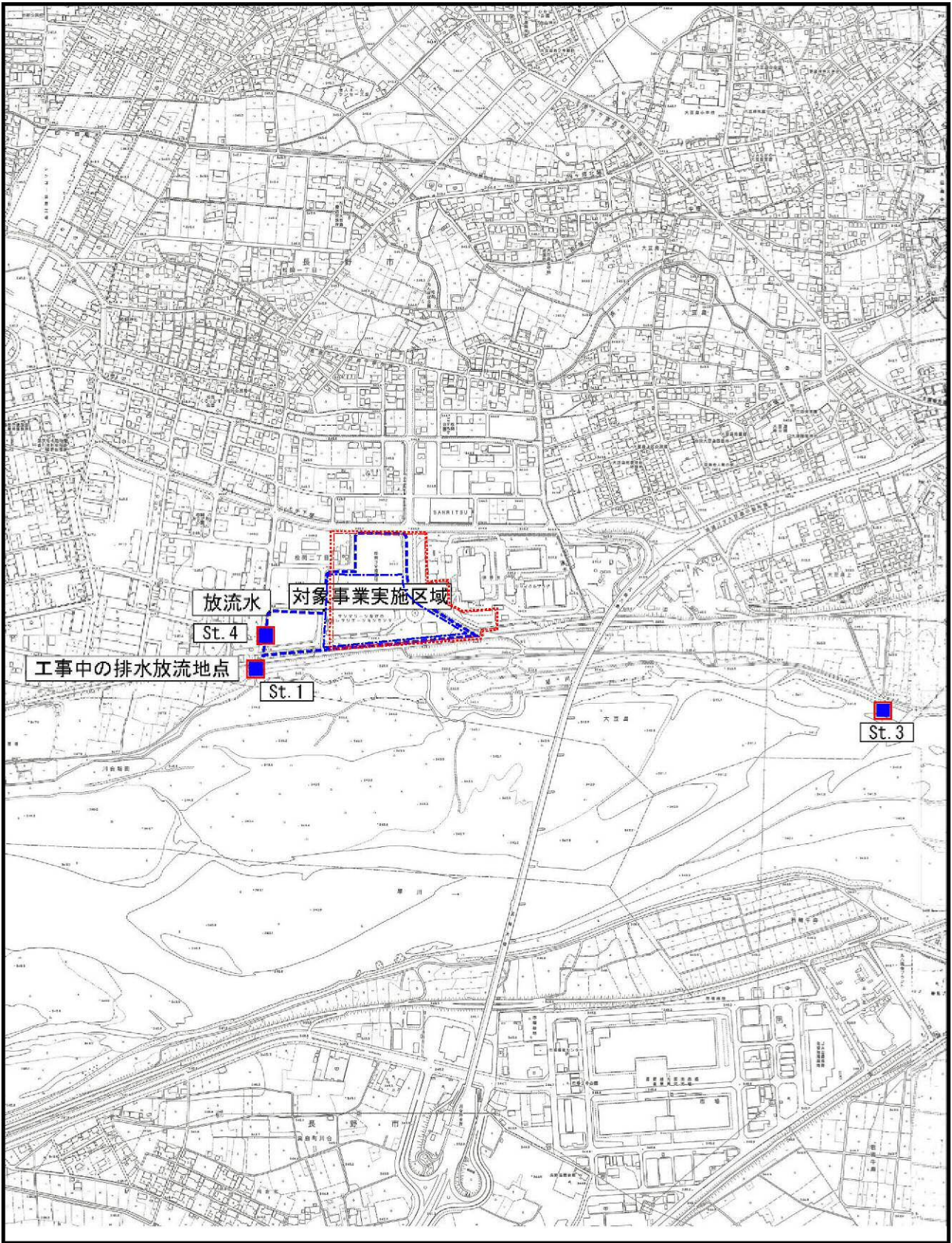
### (2) 分析方法

水質の分析方法は、以下のとおりとする。

表 5-6 分析方法

調査項目		分析方法
調 査 項 目	1	気温 JIS K 0102 7.1
	2	水温 JIS K 0102 7.2
	3	外観(色度) JIS K 0102 11
	4	臭気 JIS K 0102 10.1
	5	透視度 JIS K 0102 9
	6	pH JIS K 0102 12.1
	7	電気伝導率 JIS K 0102 13
	8	濁度 上水試験法
	9	流量 JIS K 0094
	10	浮遊物質量 環境庁告示第 59 号付表 8





＜変更前＞	＜変更後＞
敷地境界	敷地境界
工事範囲	工事範囲
調査地点	調査地点

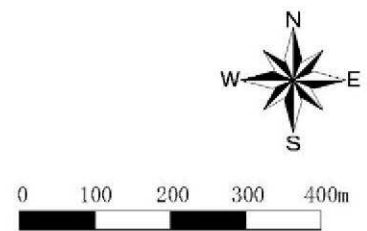


図 5-3 水質事後調査地点（工事による影響）

## 5-5 水象

### (1) 調査項目等

工事による水象への影響の事後調査は表 5-7 に示す内容で実施する。

調査項目は、工事に伴う地下水位の影響とし、地下水位を調査する。調査頻度は掘削工事を行う期間中及びその前後 1 週間の毎日とする。なお、地下水の揚水は地下躯体工事の期間を通して行う予定であり、9 か月間の長期に渡るものと想定される。従って、地下水位は自動記録が可能な水位計を用いた連続観測を基本とする。

調査地点は図 5-4 に示す周辺の現地調査地点 3 地点と対象事業実施区域内の 2 地点の合計 5 地点とする。対象事業実施区域内の調査は、地下水流向の上流側 (St. 1) 及び下流側 (St. 5) で工事により改変を受けない位置に観測井を設置して観測を実施する。

表 5-7 水象の事後調査計画 (工事による影響)

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
地下水位	掘削工事に伴う揚水期間中及びその前後1週間毎日	「地盤調査法」(地盤工学会)による ・水位の自動記録による連続観測 <sup>注)</sup>	5地点 ・現地調査地点3地点 ・対象事業実施区域の北東側及び南西側にそれぞれ1地点新設

注) 環境影響評価書事後調査計画からの変更点。

### (2) 工事及び保全対策の実施状況

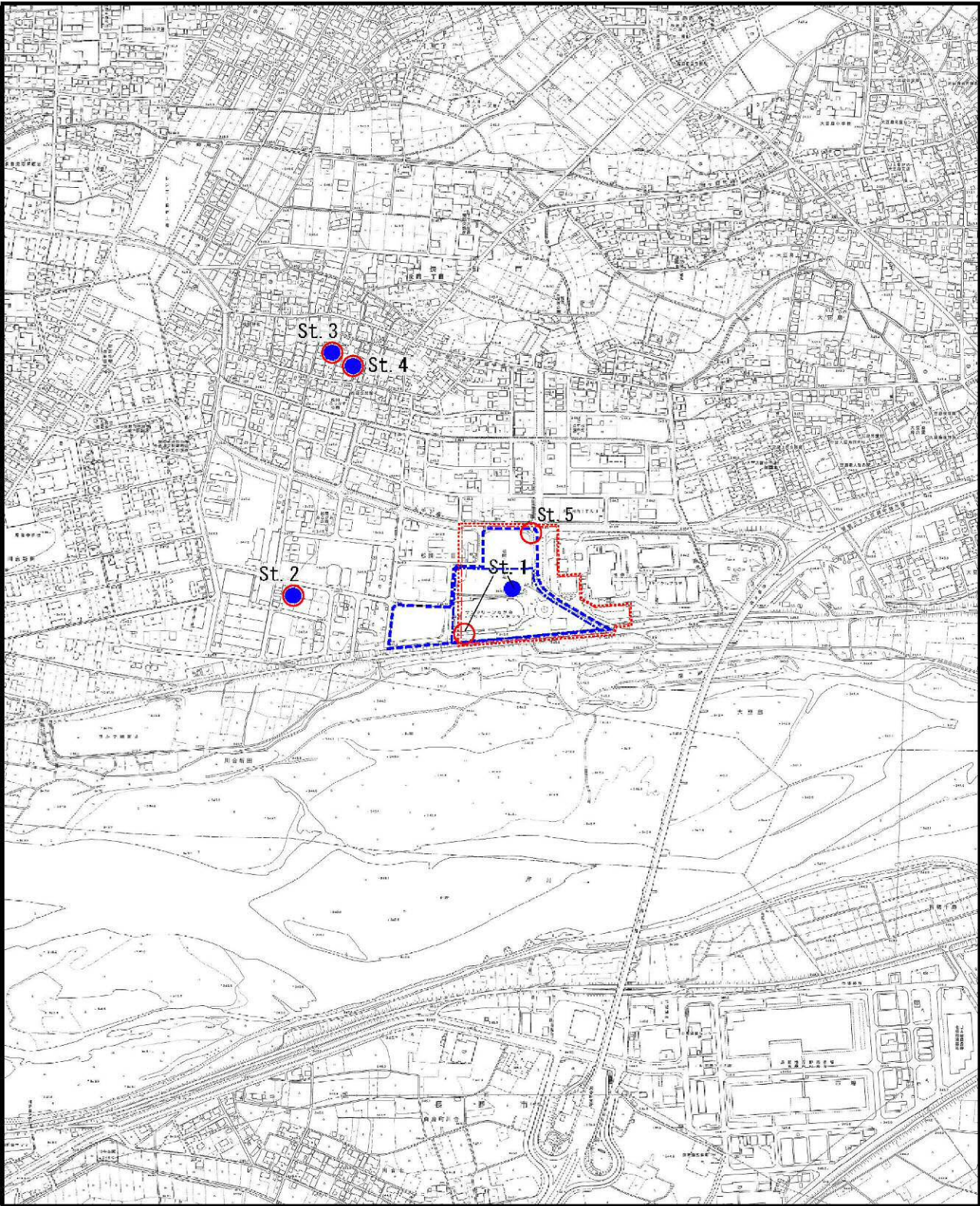
事後調査の実施にあわせ、表 5-8 に示すとおり、関連する工事の状況及び環境保全措置の実施状況を調査・整理する。

なお、現地調査は地下水の水位計の確認及びデータ回収(週 1 回程度)と併せて行うこととし、日々の工事状況については調査票を作成して工事担当者の記入とし、現地調査の際に確認を行う。

表 5-8 工事及び保全対策実施状況の事後調査計画

調査項目	調査時期	調査方法	調査対象
工事の状況	事後調査の実施期間	資料の収集整理、聞き取り、写真撮影等による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事工程</li> <li>・工事方法</li> <li>・建設機械種別、規格、台数</li> <li>・工事関係車両走行台数</li> <li>・仮設沈砂地の設置状況</li> <li>・仮設調整池の設置状況</li> <li>・工事に関わる地下水の揚水量</li> <li>・その他の工事の状況</li> </ul>
環境保全措置の実施状況	事後調査の実施期間	資料の収集整理、聞き取り、写真撮影等による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係車両走行ルート</li> <li>・排出ガス対策型機械の使用状況</li> <li>・低騒音型機械の使用状況</li> <li>・低振動型機械の使用状況</li> <li>・土砂飛散防止対策の状況</li> <li>・騒音・振動防止対策の状況</li> <li>・濁水防止対策の状況</li> <li>・その他の環境保全措置の実施状況</li> </ul>





<変更前>	<変更後>
敷地境界	敷地境界
工事範囲	工事範囲
調査地点	調査地点

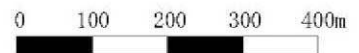
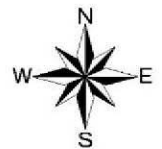


図 5-4 水象事後調査地点（工事による影響）



### (3) 揚水による影響の解析

掘削場所の湧水の揚水は、原則、行わない工法を以下の通り計画し、影響の解析は次のように行う。

#### 1) 地下帯水層の遮水

地盤変状対策として、セメント系ソイル柱列壁を設置して地下帯水層の遮水を行う（図 5-5 参照）。

セメント系ソイル柱列壁は、原位置土と混合液とをミキシングして地下にソイルセメント壁を造成する工法であり、地下帯水層の遮水を行うことで掘削場所の湧水の抑制を図る。

#### 2) 掘削底部の遮水

掘削底部では、水ガラス系無機溶液型土質安定剤（図 5-6 参照）による止水改良を行い、掘削底部からの湧水の抑制を図る。

#### 3) 地下水位の変動状況の確認

地下水位及びその変動について、地下水位の観測結果から掘削工事開始前と掘削工事中の状況を比較することにより、掘削による影響を推定する。地下水の利用や降雨に起因しない地下水の変動に注目し、掘削による明らかな影響が認められる場合には、追加的な対策を検討する。



図 5-5 ソイル柱列壁

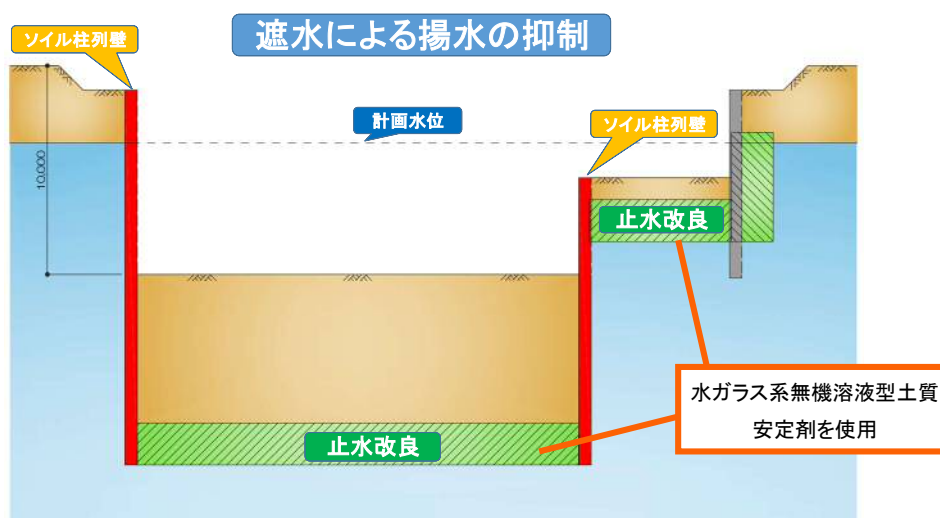


図 5-6 遮水による揚水の抑制

## 6. 調査結果の報告等

### 6-1 各調査結果の報告

工事受託者は、各調査測定後速やかに長野広域連合に報告を行う。

#### (1) 大気質

- ・測定値の大気質の値について、ホームページ上で確認できるシステムを導入し、長野広域連合でも確認を行える体制とする
- ・異常値（環境保全目標超過）が測定された場合には携帯電話に警報が発令される仕組みとし、状況確認後速やかに報告を行い、工事状況及び推定される原因についても併せて報告する
- ・測定結果の確定値は、後日、計量証明書として報告する

#### (2) 騒音・振動

- ・測定終了後、騒音レベル及び振動レベルの概況と、測定時の工事状況について、簡易な書式で報告する
- ・データは持ち帰って演算を行い、結果を計量証明書として提出する

#### (3) 水質

- ・試料採取後、試料採取時の状況等について報告する
- ・水質分析の結果は、分析が終了し次第、計量証明書として提出する

#### (4) 水象

- ・地下水位の観測結果は、工事による影響の考察を添えて、1週間単位で書面により報告する
- ・工事による明らかな地下水位への影響がみられる場合には、速やかに報告し、後述する環境保全措置の再検討に入る
- ・地下水位の観測結果は、1月単位で試験結果報告書として提出する

### 6-2 環境保全措置の再検討

事後調査の結果、工事の影響により環境保全目標が達成できていない場合には、工事受託業者は速やかにその原因を究明し、必要に応じて専門家の助言・指導を仰ぎつつ、環境保全措置の追加・見直しの検討を行う。環境保全措置の追加・見直しの案について、工事受託業者はその効果に係る予測・評価と併せて発注者に提示し、協議の上で対策を実施する。

### 6-3 取りまとめ

事後調査期間終了後、工事受託業者は、事後調査（工事中）報告書としてとりまとめを行い、長野広域連合に提出する。報告書では、各調査項目について環境影響評価書の予測結果との比較を行い、環境保全目標の達成状況について記述する。また、環境保全措置の追加・見直しを行った場合には、その内容及び効果について記述する。

【参考】環境影響評価で掲げた工事中の環境保全目標

○大気質

表 環境保全に関する目標(建設機械の稼働)

項目	環境保全に関する目標
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」に示されている1時間の1日平均値の0.04ppm以下であること
浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」に示されている1時間の1日平均値の0.10mg/m <sup>3</sup>

表 環境保全に関する目標(建設機械の稼働に伴う粉じん)

項目	環境保全に関する目標
粉じん	10 t/km <sup>2</sup> /30日

○騒音

表 環境保全に関する目標(建設機械の稼働)

環境保全に関する目標		備考
騒音規制法に定められる特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	85dB(A)	対象事業実施区域の敷地境界における基準値
騒音に係る環境基準 (B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域)	65dB(A)	昼間 (午前6時～午後10時)

○振動

表 環境保全に関する目標(建設機械の稼働)

環境保全に関する目標		備考
振動規制法に定められる特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準	75 dB	対象事業実施区域の敷地境界における基準値
人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値	55 dB	——

○水質

表 環境保全に関する目標(工事による影響)

環境保全に関する目標		
浮遊物質	平常時	環境基準値(A類型; 犀川の基準に準拠 25mg/L以下)
	降雨時	降雨時の現況の水質を悪化させない

○水象

表 環境保全に関する目標(工事による影響)

項目	環境保全に関する目標
水象	地下水の揚水によって地下水位を低下させ、地域住民の生活環境に著しい影響を与えないこと

「(仮称) 長野広域連合 A 焼却施設」運営事業  
施設稼働後事後調査  
計画書





## 1. 目的

本調査は、「(仮称)長野広域連合A焼却施設」運営事業に際し、「長野広域連合A焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」(平成24年2月、長野広域連合；以下、「環境影響評価書」という。)に基づき、周辺環境の状況を把握することで施設稼働後の周辺環境が保全されていることを確認し、また影響がみられる場合には速やかな保全対策を講じることを目的として実施する。

## 2. 事後調査に係る方針

本調査は、環境影響評価書の第6章 事後調査計画(以下、「評価書事後調査計画」という。)に準拠して実施する。なお、評価書事後調査計画は、環境影響評価書の作成時点での事業計画の想定に基づいて策定されているため、実際の竣工後の施設とは異なる部分が出てくることから、以下のような方針に沿って事後調査を行う。

- ・事後調査の計画は環境影響評価の手続きを経て公表されたものであるため、評価書事後調査計画に準拠して実施することを基本とする。
- ・対象事業実施区域及び施設配置が変更になっていることから、評価書事後調査計画の通りでは支障があるものについては、その調査の趣旨に添うよう調査地点、調査手法等を変更する。
- ・運転管理状況を踏まえて、適切な時期に調査を行う計画とする。
- ・環境影響の現れ方を調査項目ごとに検討し、施設稼働後の状況を十分に把握できるよう調査頻度を設定する。

### 3. 事後調査の項目

施設稼働後の事後調査の項目を表 3-1～3-10 に示す。

調査項目は、評価書事後調査計画に示された通りとする。

表 3-1 事後調査の項目（大気質：施設稼働後）

要 因 区 分		存在・供用による影響			留意点
		自動車交通の発生	焼却施設の稼働	廃棄物の排出・処理	
項 目	二酸化硫黄	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設の稼働による大気質（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、粉じん、塩化水素）への影響は、環境保全に関する目標を満足しているが、周辺住民の関心が高いこと、施設の詳細な設備・機器が未確定であり、稼働する設備・機器の諸元等が予測条件と異なる場合があることから事後調査を行う。</li> <li>・焼却施設の稼働に伴うベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの影響はないことから、事後調査は行わない。</li> <li>・自動車交通の発生による大気質への影響は、搬入計画が未定であるが、予測評価の結果、環境への影響は現地調査で測定不可能なほどの小さな値であったため、事後調査は行わない。</li> </ul>
	一酸化窒素	—	○	—	
	二酸化窒素	—	○	—	
	浮遊粒子状物質	—	○	—	
	ダイオキシン類	—	○	—	
	ベンゼン	—	—	—	
	トリクロロエチレン	—	—	—	
	テトラクロロエチレン	—	—	—	
	ジクロロメタン	—	—	—	
	粉じん ・降下ばいじん その他の必要な項目 ・塩化水素	—	○	—	

○：事後調査を行う項目

表 3-2 事後調査の項目（騒音：施設稼働後）

要 因 区 分		存在・供用による影響		選定・非選定の理由
		自動車交通の発生	焼却施設の稼働	
項 目	総合騒音	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働に伴い発生する騒音については、環境保全に関する目標を一部の地点で超過しており、さらに、施設の詳細な設備・機器が未確定であり、稼働する設備・機器の諸元等が予測条件と異なる場合があることから事後調査を行う。</li> <li>・運搬に伴う騒音の影響については、上記と同様に現時点で運搬計画が未確定であるが、予測評価の結果、環境への影響は現地調査では把握が困難な程度の小さな値であったため、事後調査は行わない。</li> </ul>
	道路交通騒音	—	—	
	工場騒音	—	○	

○：事後調査を行う項目

表 3-3 事後調査の項目（振動：施設稼働後）

要因 区分		存在・供用による影響		選定・非選定の理由
		自動車交通の発生	焼却施設の稼働	
項目	総合振動	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設の稼働に伴い発生する振動については、環境保全に関する目標を満足しているが、施設の詳細な設備・機器が未確定であり、稼働する設備・機器の諸元等が予測条件と異なる場合があることから事後調査を行う。</li> <li>・運搬に伴う振動の影響については、予測・評価結果が環境保全に関する目標を満たしていることから、事後調査を行わない。</li> </ul>
	道路交通振動	—	—	
	工場振動	—	○	

○：事後調査を行う項目

表 3-4 事後調査の項目（低周波音：施設稼働後）

要因 区分		存在・供用による影響		選定の理由
		焼却施設の稼働		
項目	低周波音	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の存在・供用に伴い発生する低周波音については、環境保全に関する目標を満足しているが、施設の詳細な設備・機器が未確定であり、稼働する設備・機器の諸元等が予測条件と異なる場合があることから事後調査を行う。</li> </ul>

○：事後調査を行う項目

表 3-5 事後調査の項目（悪臭：施設稼働後）

要因 区分		存在・供用による影響			選定・非選定の理由
		自動車交通の発生	焼却施設の稼働		
			煙突排ガス臭気	工場からの漏れ臭気	
項目	特定悪臭物質	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設の稼働による悪臭の影響は、環境保全に関する目標を満足しているが、周辺住民の関心が高いこと、施設の詳細な設備・機器が未確定であり、稼働する設備・機器の諸元等が予測条件と異なる場合があることから事後調査を行う。</li> <li>・自動車交通の発生による悪臭の影響は、予測手法が他事例の引用によること、周辺住民の関心が高いことから事後調査を行う。</li> </ul>
	臭気指数(濃度)	○	○	○	

○：事後調査を行う項目

表 3-6 事後調査の項目（水象：施設稼働後）

要因 区分		存在・供用による影響		選定の理由
		焼却施設の稼働		
		地下水の揚水		
項目	地下水位	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の存在・供用に伴う水象への影響は、施設計画が未確定であることから事後調査を行う。</li> </ul>

○：事後調査を行う項目

表 3-7 事後調査の項目（土壌汚染：施設稼働後）

区 分		要 因		選定・非選定の理由
		存在・供用による影響		
		焼却施設の稼働	廃棄物の排出・処理	
項 目	環境基準項目	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設の稼働による土壌汚染の影響は、環境保全に関する目標を満足しているが、周辺住民の関心が高いこと、施設の詳細な設備・機器が未確定であり、稼働する設備・機器の諸元等が予測条件と異なる場合があることから事後調査を行う。</li> <li>・廃棄物の排出・処理による土壌汚染は、環境保全措置の実施により影響はほとんどないことから、事後調査は行わない。</li> </ul>
	ダイオキシン類	○	—	

○：事後調査を行う項目

表 3-8 事後調査の項目（景観：施設稼働後）

区 分		要 因		選定・非選定の理由
		建築物・工作物等の存在	緑 化	
項 目	景観資源・構成要素	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・存在・供用が景観に及ぼす影響については、計画施設の形状、色彩及び緑化計画等が未確定であることから事後調査を行う。</li> </ul>
	主要な景観	○	○	

○：事後調査を行う項目

表 3-9 事後調査の項目（触れ合い活動の場：施設稼働後）

区 分		要 因		選定の理由
		存在・供用による影響		
		焼却施設の稼働		
項 目	対象資源	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設稼働後において、触れ合い活動の場が維持され、活動に影響を与えていないことを確認するため、事後調査を行う。</li> </ul>
	利用環境の快適性・アクセス	○		

○：事後調査を行う項目

表 3-10 事後調査の項目（日照障害：施設稼働後）

区 分		要 因		選定の理由
		存在・供用による影響	建築物・工作物等の存在	
項 目	日照障害	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設の存在による日照障害の影響は、環境保全に関する目標を満足しているが、煙突や建物の詳細な形状、配置等が未確定であり、予測条件と異なる場合があることから事後調査を行う。</li> </ul>

○：事後調査を行う項目

## 4. 事業計画の変更点

### 4-1 事業計画の変更点

事業計画について、環境影響評価書に記載された内容から変更された項目を表 4-1 に示す。変更された項目のうち、施設稼働後の事後調査に関連する項目は、No. 2、No. 3、No. 5 及び No. 6 である。

#### (1) 対象事業実施区域（敷地境界）の変更

対象事業実施区域に変更があり、敷地境界が変更となった。変更後の敷地境界は図 4-1 に示すとおりである。西側に大きく張り出した領域がなくなったほか、北側の市道松岡南線に接する部分が東西に拡大され、また既存焼却施設側の領域も拡大した。

#### (2) 施設規模の変更

焼却炉の規模が 450t/日から 405t/日に、灰溶融炉の規模が 60t/日から 22t/日に変更となった。規模の変更はガス量や騒音・振動源となる設備機器の大きさ等に影響することから、周辺環境への影響の度合いには関連する。

#### (3) 施設配置計画

施設配置計画に変更があり、工場棟及び煙突の位置が変更となった。変更後の施設配置は図 4-1（前出）に示すとおりである。敷地境界が全体に東に寄ったことにより、工場棟及び煙突位置が東に移動した。

#### (4) 施設形状（立面図）

施設の形状に変更があり、工場棟の天面が低くなったほか（-8m）、工場棟と煙突との位置関係も変更となった。変更後の立面図は図 4-2（添付 2）に示すとおりである。

表 4-1 事業計画の変更点

No.	環境影響評価	現計画
1	P3 1-3 事業の種類 焼却能力 450t/日	焼却能力 405t/日 (135t/日×3 炉)
2	P6 1-5-2 対象事業実施区域及びその周辺区域 の概況 表 1-5-1 対象事業実施区域の概要 敷地面積 約 3.8ha	敷地面積 約 4.0ha
3	P9 1-5-3 規模 表 1-5-2 計画施設の規模等 焼却炉 (450t/日)、灰溶融炉 (約 60t/日)	焼却炉 (405t/日)、灰溶融炉 (約 22t/日) (135t/日×3 炉)
4	P9 1-5-5 施工計画 2) 造成計画 表 1-5-4 ごみピットの規模 面積 1,200m <sup>3</sup> 掘削深 地下 9.1m (ピット深 地下 7.6m) 必要容量 15,750m <sup>3</sup> (450t/日×7 日分)	面積 920m <sup>3</sup> 掘削深 地下 10m (ピット深 地下 7.5m) 必要容量 14,921m <sup>3</sup> (405t/日×7 日分)
5	P10 1-5-5 施工計画 1) 施設配置計画 図 1-5-3 施設配置計画図	図 4-1 参照
6	P11 1-5-5 施工計画 1) 施設配置計画 図 1-5-4 施設立面図	図 4-2 参照
7	P12 1-5-5 施工計画 4) 工事計画 表 1-5-5 現場工事期間	表 4-2 参照
8	P21 1-5-6 供用の計画 2) 余熱利用計画 表 1-5-16 計画施設の発電電力量の見込み 年間発電電力量 43,512 (MWh) 年間余剰電力量 10,472 (MWh)	年間発電電力量 51,142 (MWh) 年間余剰電力量 33,389 (MWh)

敷地境界 (東側) 移動距離 : 79.9m (図 4-1 参照)

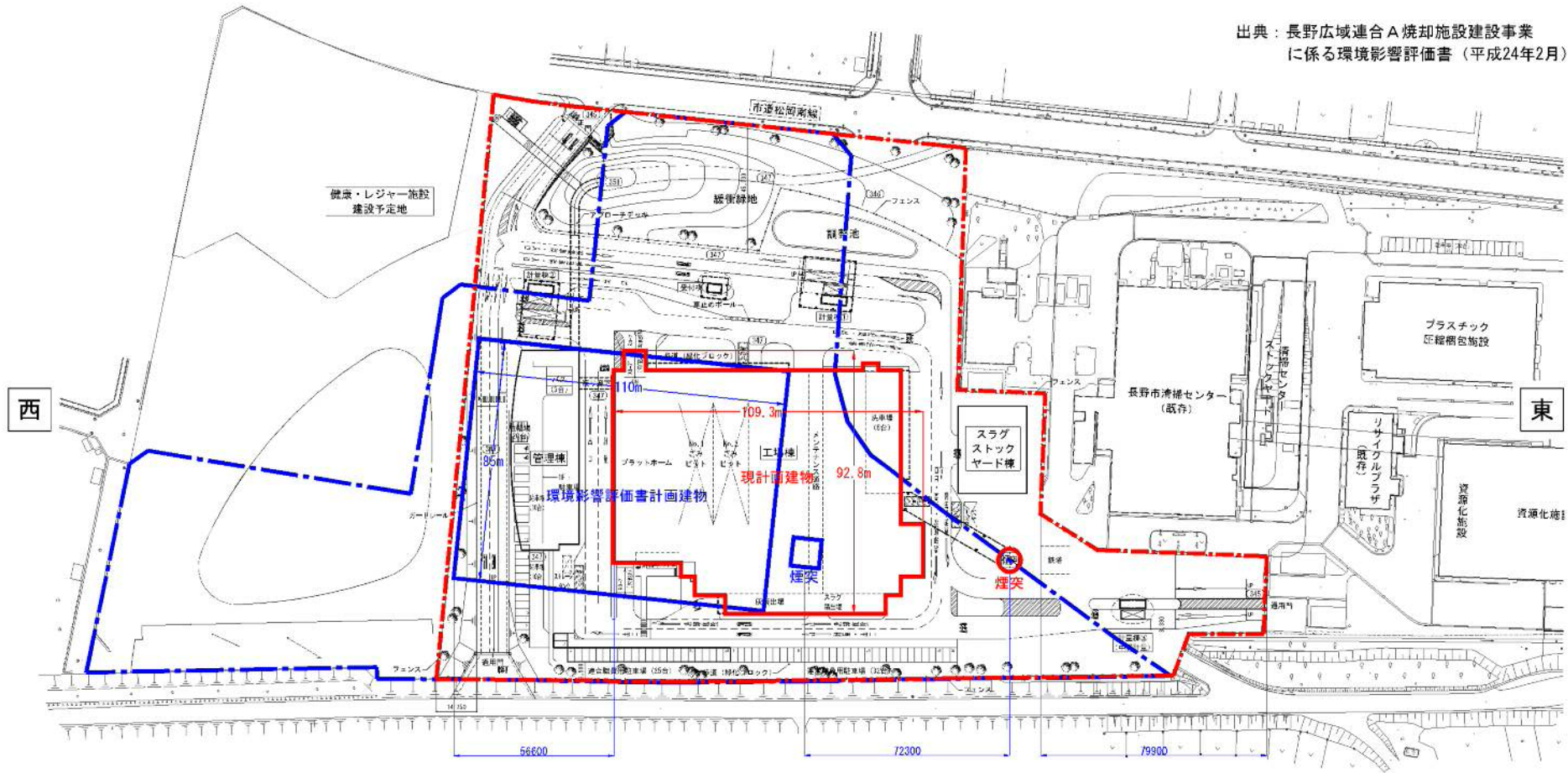


北

凡例

- 環境影響評価書対象事業実施区域
- 環境影響評価書施設配置計画（工場棟、煙突）
- 現計画対象事業実施区域
- 現計画施設配置計画（工場棟、煙突）

出典：長野広域連合A焼却施設建設事業  
に係る環境影響評価書（平成24年2月）



7

長野広域連合様  
「（仮称）長野広域連合A焼却施設」整備及び運営事業  
全体動線計画（竣工時）  
縮尺 A3:1/1500

南

図 4-1 対象事業実施区域の変更



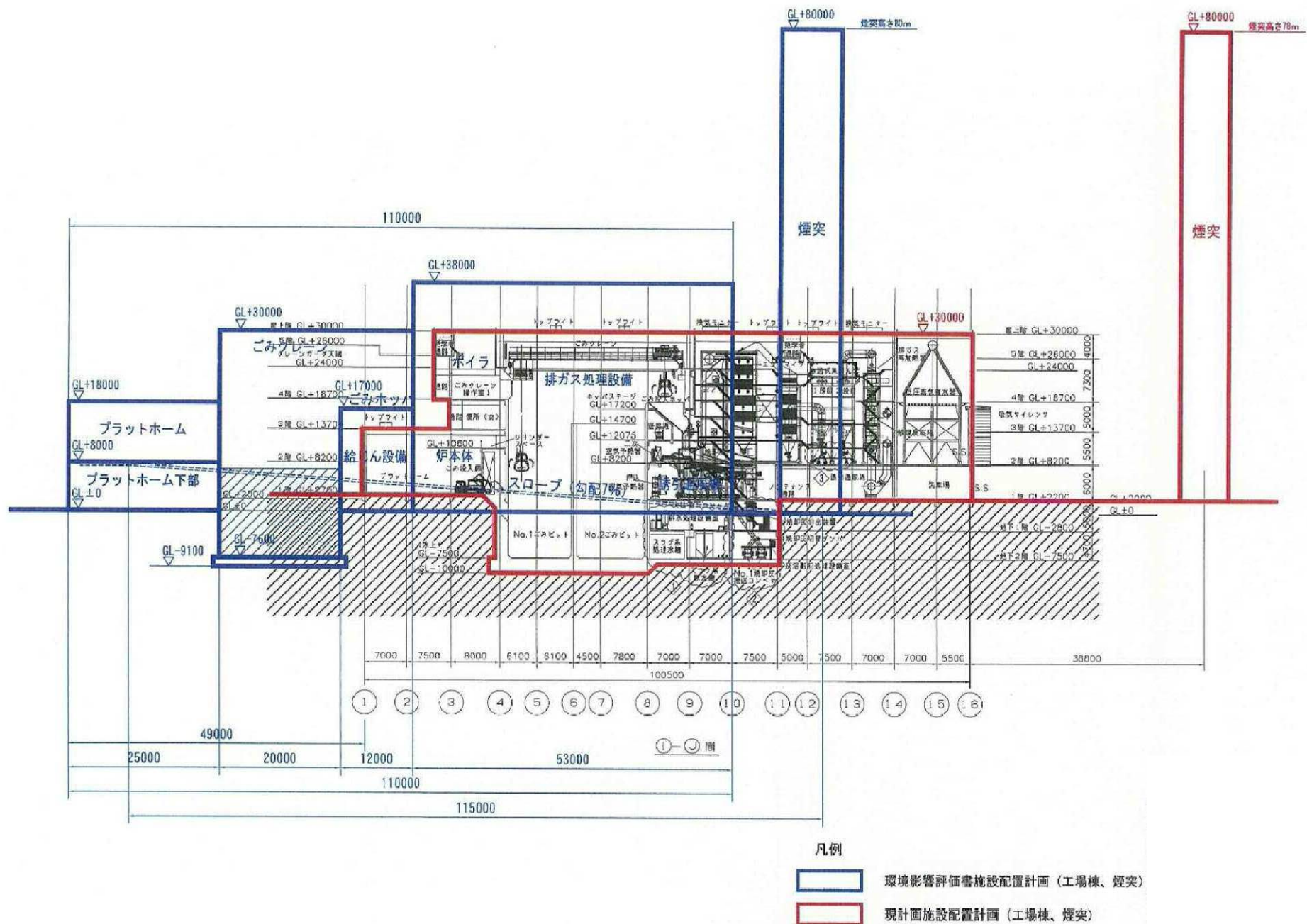


図 4-2 建屋の形状の変更

出典：長野広域連合 A 焼却施設建設事業  
に係る環境影響評価書（平成24年2月）



## 4-2 事後調査計画の見直し

事業計画の変更を受けて、評価書事後調査計画を見直す点について調査項目ごとに検討した結果は次のとおりである。

### (1) 大気質

施設配置の変更に伴い、排出源となる煙突位置が変わるが、広域的な影響には差がないと考えられる。また、評価書事後調査計画では、主風向や住宅の分布を考慮して調査地点が設定されているため、調査地点の変更の必要はない。

施設規模の変更に伴い、環境影響評価書における排ガスの量等の想定の前提条件が変わることとなる。しかし、焼却炉、熔融炉共に規模は小さくなっており、排ガス中の物質の排出総量は想定より少なくなる。このことによる調査地点や調査項目、調査時期等の変更の必要はない。

### (2) 騒音、振動、低周波音

敷地境界及び施設配置の変更に伴い、施設の騒音、振動、低周波音の発生源の位置が変わると考えられる。評価書事後調査計画では、北側及び西側の敷地敷地境界に調査地点を設定しているが(図5-2 参照)、いずれも周辺の民家の位置を考慮した上で、騒音規制法に沿って敷地境界に設定したものである。西側敷地境界については、敷地境界の位置が変更となったため、敷地境界線上に位置を変更する。

なお、環境影響評価書の現地調査結果では、騒音測定の結果にカエルの鳴き声や虫の鳴き声の影響がみられている。事後調査においては、これらの影響がないよう、調査は冬季に実施するものとする。

### (3) 悪臭

敷地境界及び施設配置の変更があるため、敷地境界の調査地点については、敷地境界の形状に合わせて調査地点を変更する。また、その地点の選定は、近接民家の位置や西側に整備される健康・レジャー施設、触れ合い活動の場となっている犀川左岸側に配慮して行う。周辺の調査地点については、評価書事後調査計画で主風向や住宅の分布を考慮して設定されているため、調査地点の変更の必要はない。

### (4) 水象

敷地境界及び施設配置の変更があり、工場棟の位置の変更によって施設の地下水取水位置も変わると考えられるが、広域的な地下水位への影響には差がないと考えられる。また、評価書事後調査計画では影響の可能性のある既存の井戸を調査地点としているため、調査地点を変更する必要はない。なお、対象事業実施区域内の調査地点(St.1)については、工事場所にかかるため、計画通り観測井を移設する。また、敷地北東側の改変を受けない場所に St.5 の観測井を設置する。

### (5) 土壌汚染

施設配置の変更に伴い、排出源となる煙突位置が変わるが、広域的な影響には差がないと考えられる。また、評価書事後調査計画では、主風向や住宅の分布を考慮して調査地点が設定されているため、調査地点の変更の必要はない。

### (6) 景観

施設配置及び形状の変更に伴い、施設の外観が変わり、可視領域についても若干変わることが考

えられる。しかし、評価書事後調査計画では、日常景観や眺望景観の代表地点を調査地点として設定しているため、調査地点の変更の必要はない。調査時期についても変更の必要はない。

#### **(7) 触れ合い活動の場**

評価書事後調査計画では、ふれあい活動の場として犀川左岸側、犀川右岸側及び五輪大橋を選定している。これらの場所の利用には事業計画の変更の影響はないと考えられるため、調査地点、調査方法、頻度等の変更の必要はない。

#### **(8) 日照障害**

工場棟の高さや形状、煙突位置及び工場棟との位置関係が変更となるため、日照障害に係る影響は大きく変わると考えられる。しかし、評価書事後調査計画では、近接民家の位置に配慮して調査地点を設定しているため、調査地点の変更の必要はない。また、調査時期については日照障害に係る影響が最大となる冬至日としており、妥当であり変更の必要はない。

### 4-3 事後調査実施年度

評価書事後調査計画では、事後調査の実施年度に係る計画は示されていないため、事後調査の実施年度について検討した結果を表 4-2 に示す。また、検討した内容について次に記述する。

表 4-2 施設稼働後の事後調査計画

項目	実施時期	H31	H32	H33	H34	H35
大気質	春季		●			
	夏季		●			
	秋季		●			
	冬季		●			
騒音、振動	冬季		●			
低周波音	冬季		●			
悪臭	夏季		●			
水象	通年		●			
土壌汚染	—					●
景観	落葉期		●			
	繁茂期					
ふれあい活動の場	春季、夏季		●			
日照障害	冬季 (冬至日)	●	●*	●*		

#### (1) 大気質

評価書事後調査計画では、調査頻度を「4季/年(7日間/季)」としている。

大気質への影響は、施設からの排ガスの排出状況(濃度、量)により異なってくるが、排ガスは自動測定器により施設内で常時監視を行い、また法に定められた定期的な測定によって確認を行うため、排ガスの排出状況が大きく変動することは想定されない。

従って、施設が確実に安定して稼働する施設稼働1年後に4季の調査を行い、周辺環境の大気質への影響が十分小さいことが確認された場合には、事後調査を終了する。

#### (2) 騒音、振動、低周波音

評価書事後調査計画では、調査頻度を「1回(施設の稼働が通常の状態に達した時点)」としている。連続稼働の施設であるため、騒音、振動の状況は、通常の稼働状況下では日による違いや季節による違いはないものと想定される。

従って、施設が確実に安定して稼働する施設稼働1年後に1回の調査を実施し、騒音、振動の影響が十分小さいことが確認された場合には、事後調査を終了する。

#### (3) 悪臭

評価書事後調査計画では、調査頻度を「1季/年」としている。排ガス由来の悪臭については、大気質と同様、稼働中に大きく変動することは想定されない。漏れ臭気及び搬入車両の交通に伴う悪臭については、臭気対策の効果の度合いにより決まってくる。

従って、施設が確実に安定して稼働する施設稼働1年後に1回の調査を実施し、悪臭の影響が十分小さいことが確認された場合には、事後調査を終了する。

#### (4) 水象

評価書事後調査計画では、調査頻度を「施設の稼働に伴い発生が通常の状態に達した時点の1年間(1回/月)」としている。想定される影響は、焼却施設の地下水の揚水に係る地下水位低下であり、年による影響の変化は想定されないため、評価書事後調査計画のとおり、施設が確実に安定して稼働する施設稼働1年後から1年間とする。

#### (5) 土壌汚染

評価書事後調査計画では、調査頻度を「施設の稼働に伴い発生が通常の状態に達した時点の1回(1検体/回)」としている。土壌汚染に係る影響要因は焼却施設の稼働であり、これは排ガス由来の汚染物質による土壌汚染を想定しているものである。排ガスに由来する土壌汚染物質としては重金属類及びダイオキシン類が挙げられ、いずれも分解・移行しにくいいため土壌に蓄積して汚染につながる性質がある。

従って、土壌汚染は長期的な視点で把握すべき項目であり、施設稼働5年後に1回の調査を実施し、土壌への影響が十分小さいことが確認された場合には、事後調査を終了する。

#### (6) 景観

施設の存在による景観への影響は、季節による変化はあるものの、経年的な変化はほとんどない。従って、施設稼働1年後より2回(落葉期及び繁茂期)の調査を実施する。

#### (7) 触れ合い活動の場

評価書事後調査計画では、調査頻度を「施設の稼働に伴い発生が通常の状態に達した時点(春季、夏季の休日各1日間)」としている。触れ合い活動の場に対する影響は、経年的な変化は想定されないため、施設稼働1年後に1回の調査とする。

#### (8) 日照障害

評価書事後調査計画では、調査頻度を「施設の稼働に伴い発生が通常の状態に達した時点の冬至日」としている。日照障害に係る影響は施設の外形によって決まり変化しないため、施設稼働後1回の調査とする。なお、環境影響評価書の調査結果との比較を行うことから冬至日に実施する必要があるため、冬至日が天候により調査に適さない場合には、次年に順延とする。

## 5. 事後調査計画

### 5-1 大気質

#### (1) 調査項目等

施設稼働後の大気質への影響の事後調査は表 5-1、表 5-2 に示す内容で実施する。

調査頻度は年 4 回（春季、夏季、秋季、冬季）とする。実施期間は、環境影響評価書の調査期間（春季：4 月下旬、夏季：7 月上～中旬、秋季：11 月上～中旬、冬季 1 月下旬～2 月上旬）を参考として設定する。ただし、施設が通常稼働の時に実施することが望ましいため、2 炉以上が稼働している時期に実施することを基本とする。

調査地点は図 5-1 に示す 4 地点とし、環境影響評価書における現況調査実施地点とする。なお、何らかの事情により当該場所での測定が困難となった場合には、近隣で調査可能な場所を選定して実施する。

表 5-1 大気質の事後調査計画（施設稼働後の影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
二酸化硫黄 一酸化窒素 二酸化窒素 浮遊粒子状物質	4 季/年 (7 日間/季)	24 時間連続測定 [1 時間値× 24 回×7 日]	現況調査地点 4 地点
ダイオキシン類	4 季/年 (7 日間/季)	連続吸引 [1 検体/7 日]	現況調査地点 4 地点
塩化水素	4 季/年 (7 日間/季)	連続吸引 [1 検体/日×7 日]	現況調査地点 4 地点
地上気象 (風向・風速、気温、湿度)	4 季/年 (7 日間/季)	24 時間連続測定 [1 時間値× 24 回×7 日]	現況調査地点 4 地点

表 5-2 大気質の事後調査地点（施設稼働後の影響）

項目	地点数	地点	調査地点位置	
二酸化硫黄 一酸化窒素 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 ダイオキシン類 塩化水素	4	St. 1	大豆島小学校	北東 1.0km 地点
		St. 2	風間保育園グラウンド	北東 2.0km 地点
		St. 3	若里多目的広場 (カネボウ跡地)	西 2.2km 地点
		St. 4	真島常監局	南西 2.2km 地点

注：St. 4 真島常監局の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、常時監視測定結果を用いる。

#### (2) 測定方法

大気質の測定は、「大気の汚染に係る環境基準について」及び「二酸化窒素に係る環境基準について」等に定める方法に準拠して、表 5-3 に示す方法により行う。

なお、一酸化窒素及び二酸化窒素については、オゾンを用いる化学発光法による測定が認められていることから、測定方法に追加する。

表 5-3 大気質の測定方法

測定項目	測定方法	データの情報	測定位置
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	溶液導電率法 (JIS B 7952)	毎正時	地上 1.5m
一酸化窒素 (NO)	ザルツマン吸光光度法またはオゾンを用いる化学発光法 <sup>注)</sup> (JIS B 7953)	毎正時	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )			
浮遊粒子状物質 (SPM)	β線吸収法 (JIS B 7954)	毎正時	地上 3.5m
塩化水素	イオンクロマト伝導率法	1 検体/日/7 日間/ 季	地上
ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル	1 検体/季	1.5m

注) 評価書事後調査計画からの変更点。





凡 例	
●	対象事業実施区域の位置
■	大気質事後調査地点



注) 調査地点は評価書事後調査計画から変更はない。

図 5-1 大気質事後調査地点 (施設稼働後の影響)



## 5-2 騒音

施設稼働後の騒音への影響の事後調査は表 5-4 に示す内容で実施する。

調査頻度は施設稼働時 1 回及び施設停止時（全停止）1 回の 2 回とする。調査は施設稼働 1 年後に実施するものとし、カエルの鳴き声及び秋季の虫の鳴き声を避け、冬季に実施する予定とする。

調査地点は、図 5-2 に示す西側敷地境界及び近接民家付近の 2 地点とする。敷地境界の変更により、評価書事後調査計画の調査地点のうち「西側敷地境界」は敷地境界線上から外れることとなるため、変更後の敷地境界線上に移動する。

西側敷地境界では、工場以外の騒音をカットした工場騒音について、特定工場等の基準値との比較を行う。近接民家付近では、工場騒音を特定工場等の基準値と比較するとともに、データのカットを行わない総合騒音について、騒音に係る環境基準との比較も行う。

表 5-4 騒音の事後調査計画（施設稼働後の影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
総合騒音	施設稼働1年後	連続測定 [24時間連続]	2 地点 (予測地点：西側敷地境界及び 近接民家付近)
工場騒音	施設稼働時 1回 施設停止時 1回		
測定方法 1：「騒音に係る環境基準について」に定める方法 2：特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準に定める方法			

## 5-3 振動

施設稼働後の振動への影響の事後調査は表 5-5 に示す内容で実施する。

調査は騒音と同時に実施する。また、調査地点も騒音と同じとする。

西側敷地境界では、工場以外の振動をカットした工場振動について、特定工場等の基準値との比較を行う。近接民家付近では、工場振動を特定工場等の基準値と比較するとともに、データのカットを行わない総合振動について、人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値との比較も行う。

表 5-5 振動の事後調査計画（施設稼働後の影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
総合振動	施設稼働1年後	連続測定 [24時間連続]	2 地点 (予測地点：西側敷地境界及び 近接民家付近)
工場振動	施設稼働時 1回 施設停止時 1回		
測定方法 1：特定工場等において発生する振動の規制に関する基準に定める方法			



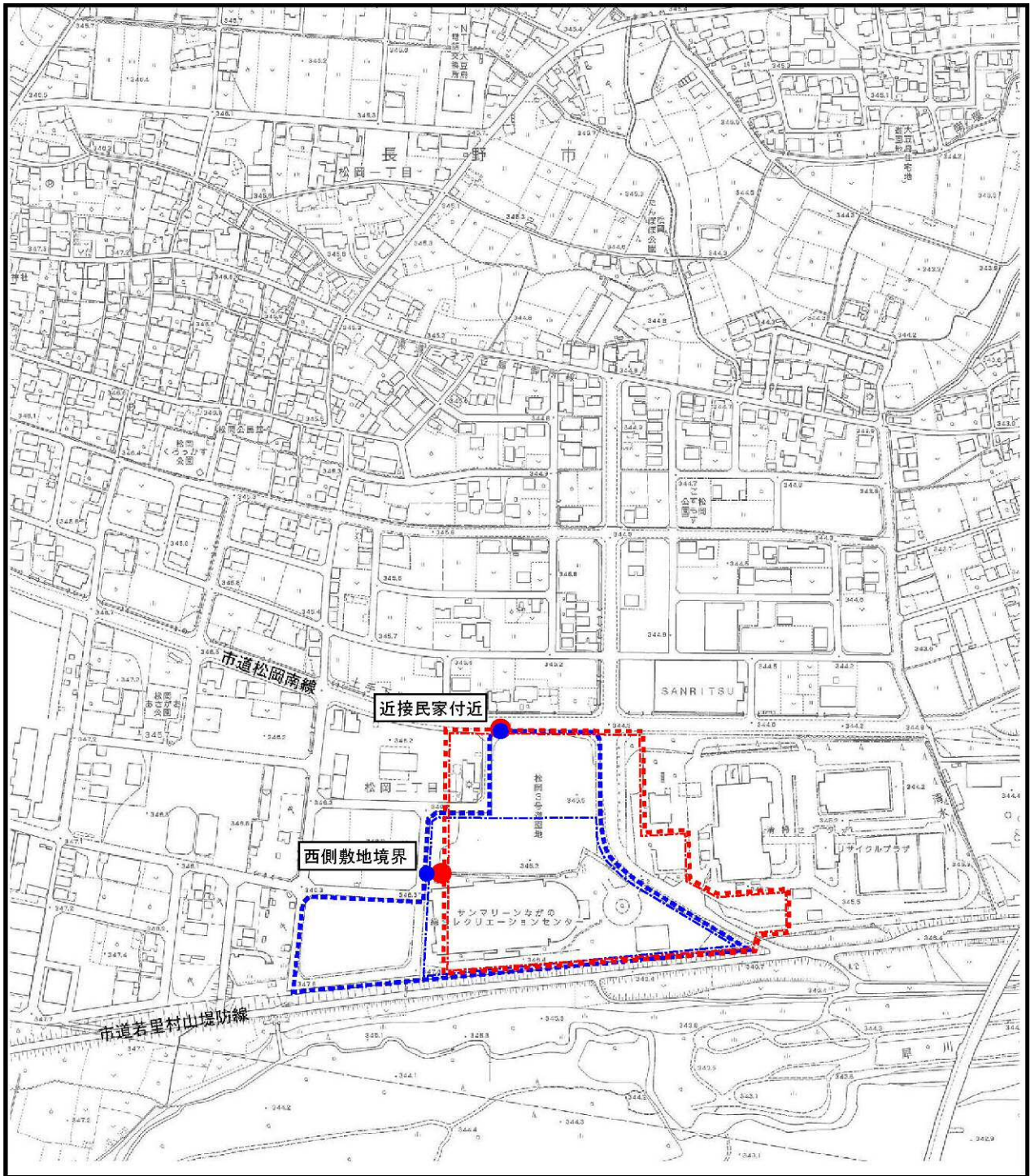
#### 5-4 低周波音

施設稼働後の低周波音の事後調査は表 5-6 に示す内容で実施する。

調査は騒音及び振動と同時に実施する。また、調査地点も騒音及び振動と同じとする。

表 5-6 低周波音の事後調査計画（施設稼働後の影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
低周波音圧 レベル	施設稼働1年後 1回	連続測定 [24時間連続]	2地点 (予測地点：西側敷地境界及び 近接民家付近)
測定方法 1：「低周波音の測定に関するマニュアル」（平成12年環境庁大気保全局）に定める方法			



＜変更前＞	＜変更後＞
敷地境界	敷地境界
工事範囲	工事範囲
調査地点	調査地点

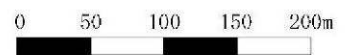
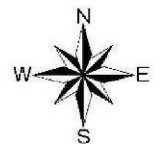


図 5-2 騒音、振動、低周波音事後調査地点（施設稼働後の影響）

5-5 悪臭

(1) 調査項目等

施設稼働後の悪臭の影響の事後調査は表 5-7 に示す内容で実施する。

調査項目は、特定悪臭物質、臭気指数、臭気濃度とする。調査時期は一般的に腐敗が進みやすく、悪臭が発生しやすい夏季とする。

調査地点は、年間を通じて北東と南西の風が多いこと及び周辺の住居地域の分布を踏まえ、表 5-8 及び図 5-3 に示す通りとする。対象事業実施区域以外の調査地点は、南西側 1 地点、北東側 2 地点、主風向の直交方向の西側 1 地点の計 4 地点とする。対象事業実施区域の調査地点は、主風向の風下側となる北東側と南西側、及びそれに直交する南東側と北西側の敷地境界の 4 地点とする。

なお、臭気指数及び臭気濃度の調査は、朝、昼、夜の 3 回実施するが、実施する時間については収集車両の通行時間帯を踏まえて調査前に検討する。

表 5-7(1) 悪臭（特定悪臭物質）の事後調査計画（施設稼働後の影響）

調査項目	調査頻度	測定方法	調査地点
<特定悪臭物質> アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の22項目	1季/年 (夏季) 1回 (昼間)	特定悪臭物質の測定方法に定める方法	4 地点 (敷地境界)

表 5-7(2) 悪臭（臭気指数・臭気強度）の事後調査計画（施設稼働後の影響）

調査項目	調査頻度	測定方法	調査地点
臭気指数	1季/年 3回/日 (朝, 昼, 夜)	臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法に定める方法	8 地点 (敷地境界及び周辺地点)
臭気強度	1季/年 3回/日 (朝, 昼, 夜)	6 段階臭気強度表示法に定める測定方法	

表 5-8 悪臭の事後調査地点（施設稼働後の影響）

調査項目	地点数	地点No.	調査地点位置
特定悪臭物質 臭気指数 臭気強度	4	St. 1	東側境界線上
		St. 2	北東側境界線上
		St. 3	北西側境界線上
		St. 4	西側境界線上
臭気指数 臭気強度	4	St. 5	風間保育園グラウンド 北東 2.0km 地点
		St. 6	大豆島小学校 北東 1.0km 地点
		St. 7	松岡神社 北西 0.6km 地点
		St. 8	川合公園 南西 1.1km 地点

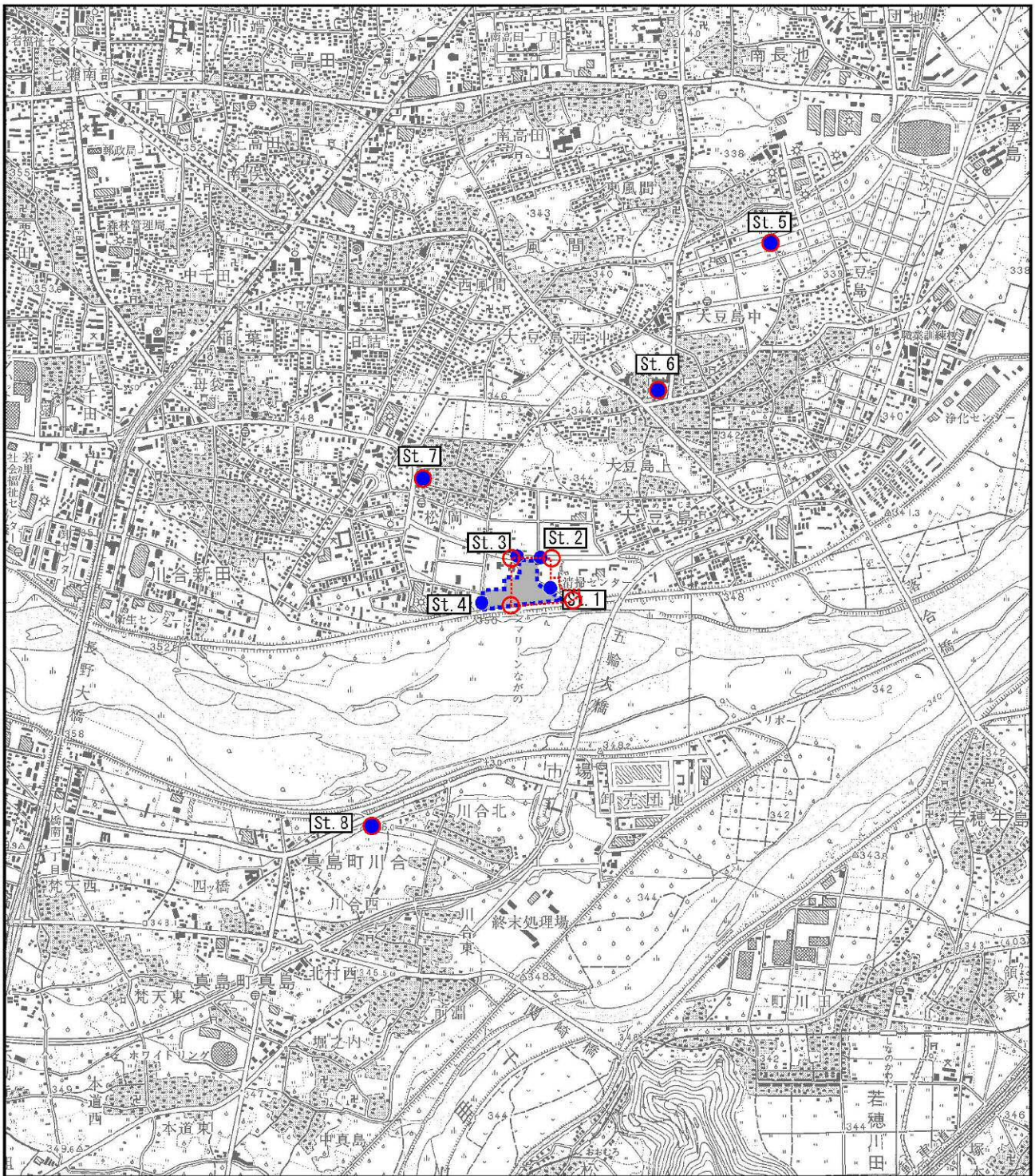
## (2) 分析方法

悪臭の分析方法は、以下のとおりとする。

表 5-9 悪臭の分析方法

調査内容		分析方法
1	アンモニア	環境庁告示第9号 別表第1
2	硫化水素	環境庁告示第9号 別表第2
3	二硫化メチル	環境庁告示第9号 別表第2
4	アセトアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4
5	メチルメルカプタン	環境庁告示第9号 別表第2
6	硫化メチル	環境庁告示第9号 別表第2
7	トリメチルアミン	環境庁告示第9号 別表第3
8	スチレン	環境庁告示第9号 別表第7
9	プロピオン酸	環境庁告示第9号 別表第8
10	ノルマル酪酸	環境庁告示第9号 別表第8
11	ノルマル吉草酸	環境庁告示第9号 別表第8
12	イソ吉草酸	環境庁告示第9号 別表第8
13	トルエン	環境庁告示第9号 別表第7
14	キシレン	環境庁告示第9号 別表第7
15	酢酸エチル	環境庁告示第9号 別表第6
16	メチルイソブチルケトン	環境庁告示第9号 別表第6
17	イソブタノール	環境庁告示第9号 別表第5
18	プロピオンアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4
19	ノルマルブチルアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4
20	ノルマルバレルアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4
21	イソバレルアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4
22	イソブチルアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4
23	臭気指数	官能試験法
24	臭気強度	6段階臭気強度表示法





＜変更前＞	＜変更後＞
敷地境界	敷地境界
調査地点	調査地点



注) 調査地点は評価書事後調査計画から変更はない。

図 5-3 悪臭事後調査地点 (施設稼働後の影響)

## 5-6 水象

施設稼働後の水象への影響の事後調査は表 5-10 に示す内容で実施する。

調査項目は、施設の稼働に伴う地下水位の影響とし、地下水位を調査する。調査は施設稼働 1 年後からの 1 年間とし、工事中の事後調査と同様、自動記録が可能な水位計を用いた連続観測を基本とする。

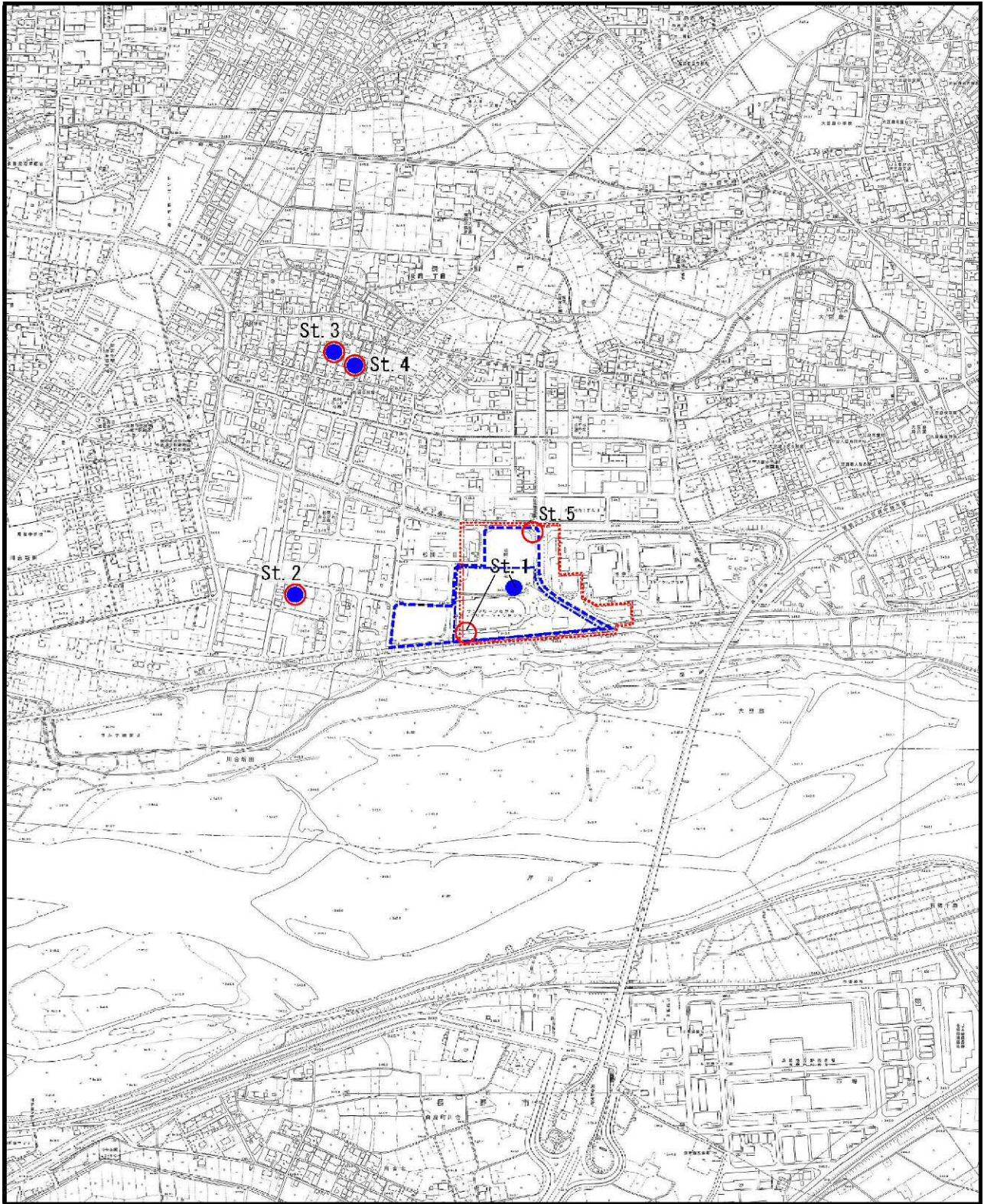
調査地点は図 5-4 に示す現地調査地点 3 地点と対象事業実施区域内の 2 地点の合計 5 地点とする。対象事業実施区域内の調査は、地下水流向の上流側 (St. 1) 及び下流側 (St. 5) で改変を受けない位置に設置した観測井で観測を実施する。

表 5-10 水象の事後調査計画 (存在・供用による影響)

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
地下水位	施設稼働1年後からの1年間	「地盤調査法」 (地盤工学会) による ・水位の自動記録 による連続観測 <sup>注)</sup>	5地点 ・現地調査地点3地点 ・対象事業実施区域の北東側 及び南西側にそれぞれ 1 地 点新設

注) 環境影響評価書事後調査計画からの変更点。





＜変更前＞	＜変更後＞
敷地境界 工事範囲 調査地点	敷地境界 工事範囲 調査地点

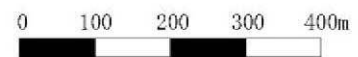
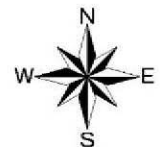


図 5-4 水象事後調査地点（施設稼働後の影響）



## 5-7 土壌汚染

### (1) 調査項目等

施設の稼働による土壌汚染への影響の事後調査は表 5-11 に示す内容で実施する。

調査項目は、施設の稼働に伴う土壌汚染の影響とし、環境基準項目及びダイオキシン類を調査する。調査は施設稼働 5 年後に実施する。

調査地点は、表 5-12 及び図 5-5 に示す対象事業実施区域の主風向風下側 2 地点、風上側 2 地点の計 4 地点とする。このうち、St. 3 及び St. 4 についてはダイオキシン類についてのみ調査を行う。

表 5-11 土壌汚染の事後調査計画（施設稼働後の影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
環境基準項目 及びダイオキシン類	1 回 施設稼働5年後 <sup>注)</sup>	「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法	2 地点 (現地調査地点のうち、対象事業実施区域以外)
ダイオキシン類のみ	1 回 施設稼働5年後 <sup>注)</sup>	「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法	2 地点 (現況調査実施地点)

注) 環境影響評価書事後調査計画からの変更点。

表 5-12 土壌汚染の事後調査地点（施設稼働後の影響）

調査項目	調査地点	調査地点位置	
		環境基準項目 ダイオキシン類	St. 1
	St. 2	風間保育園グラウンド	北東 2.0km 地点
ダイオキシン類	St. 3	こすもす公園	北東 0.2km 地点
	St. 4	川合公園	南西 1.1km 地点

(2) 分析方法

土壌の分析方法は、以下のとおりとする。

表 5-13 分析方法

調査項目		分析方法	
環境基準項目 (溶出試験)	1	カドミウム	JIS K 0102 55、農林省令第 47 号に定める方法
	2	全シアン	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2
	3	有機りん	環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法
	4	鉛	JIS K 0102 54
	5	六価クロム	JIS K 0102 65.2
	6	砒素	JIS K 0102 61.2 又は 61.3、総理府令第 31 号に定める方法
	7	総水銀	環境庁告示第 59 号付表 1
	8	アルキル水銀	環境庁告示第 59 号付表 2
	9	P C B	環境庁告示第 59 号付表 3
	10	銅	総理府令第 66 号に定める方法
	11	ジクロロメタン	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
	12	四塩化炭素	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1
	13	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
	14	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
	16	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1
	17	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1
	18	トリクロロエチレン	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1
	19	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1
	20	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1
	21	チウラム	環境庁告示第 59 号付表 4
	22	シマジン	環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2
	23	チオベンカルブ	環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2
	24	ベンゼン	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
	25	セレン	JIS K 0102 67.2 又は 67.3
	26	ふっ素	JIS K 0102 34.1
	27	ほう素	JIS K 0102 47.1、47.3
ダイオキシン類 (含有量試験)		ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌汚染に係る環境基準-土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法-	

注：調査項目の 1,6 については含有量試験も実施し、調査項目 10 については含有量試験のみとする。





凡 例	
●	対象事業実施区域の位置
■	土壌汚染事後調査地点(全項目)
◆	土壌汚染事後調査地点(ダイオキシン類のみ)



注) 調査地点は評価書事後調査計画から変更はない。

図 5-5 土壌汚染事後調査地点 (施設稼働後の影響)



## 5-8 景観

施設の稼働による景観への影響の事後調査は表 5-14 に示す内容で実施する。

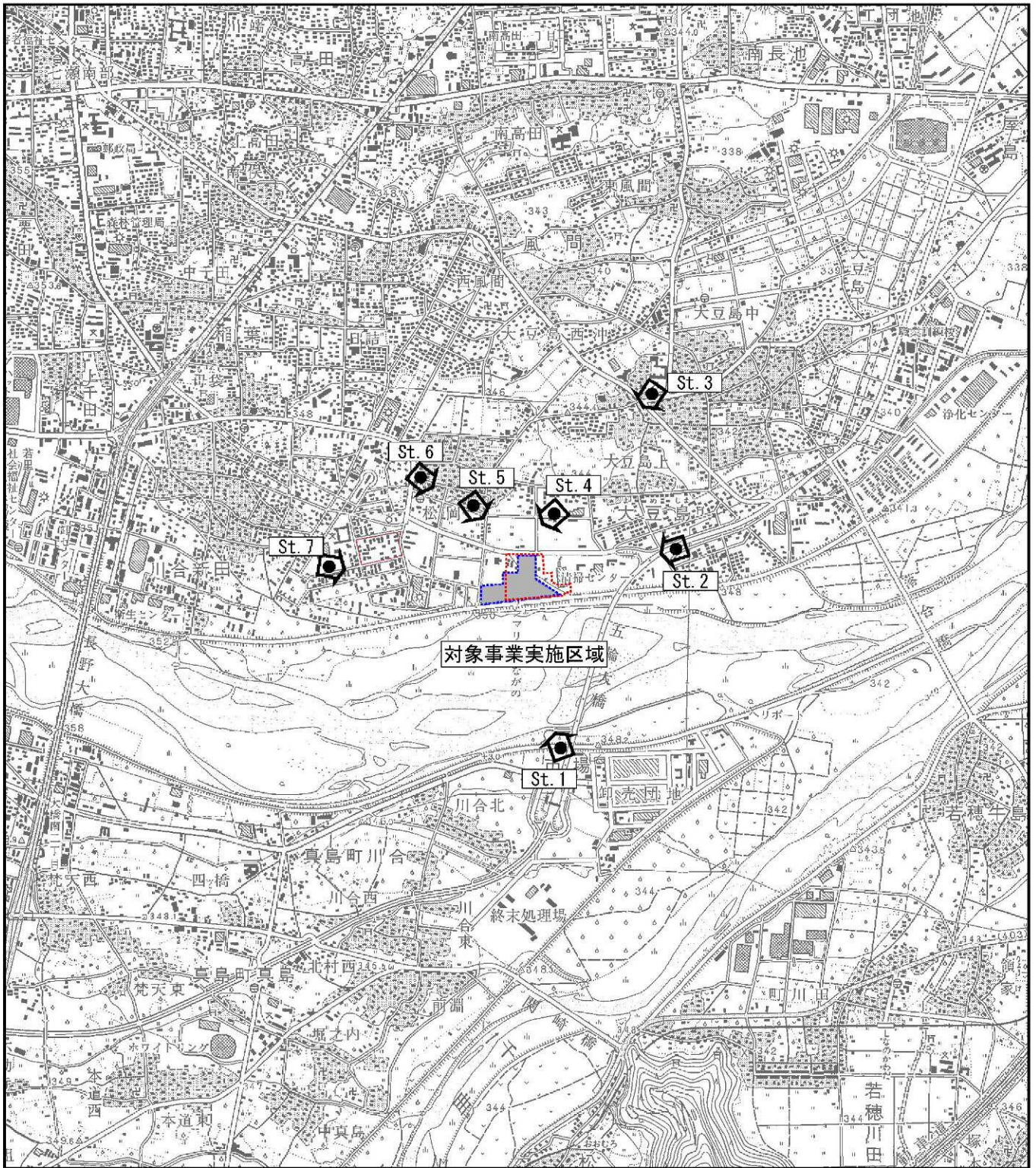
調査地点は表 5-15 及び図 5-6 に示す現地調査地点 7 地点とする。なお、調査時期は環境影響評価書の現況調査と同様の時期とし、8 月及び 12 月を予定する。

表 5-14 景観の事後調査計画（施設稼働後の影響）

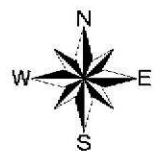
調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
景観資源 ・構成要素	施設稼働1年後の2回 (落葉季及び繁茂季)	写真撮影	7 地点（現地調査地点）
主要な景観			

表 5-15 景観の事後調査地点（施設稼働後の影響）

調査地点	調査地点位置
St. 1	三才大豆島中御所線(県道 372 号) 五輪大橋南端
St. 2	三才大豆島中御所線(県道 372 号) 五輪大橋北端
St. 3	大豆島小学校
St. 4	松岡こすもす公園
St. 5	松岡くろっかす公園
St. 6	松岡神社
St. 7	長野市立犀陵中学校



<変更前>	<変更後>
●●●● 敷地境界	●●●● 敷地境界



注) 調査地点は評価書事後調査計画から変更はない。

図 5-6 景観事後調査地点 (施設稼働後の影響)



## 5-9 触れ合い活動の場

施設の稼働による触れ合い活動の場への影響の事後調査は表 5-16 に示す内容で実施する。  
調査地点は表 5-17 及び図 5-7 に示す現地調査地点 3 地点とする。

表 5-16 触れ合い活動の場の事後調査計画（施設稼働後の影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
対象資源 利用環境の快適性・アクセス	施設稼働1年後 (春季、夏季の休日各1日)	写真撮影、聞き取り等による方法	現況調査地点3地点を中心に、対象事業周辺1kmの範囲

表 5-17 景触れ合い活動の場の事後調査地点（施設稼働後の影響）

調査地点	調査地点位置
St. 1	犀川左岸側
St. 2	犀川右岸側
St. 3	五輪大橋

## 5-10 日照障害

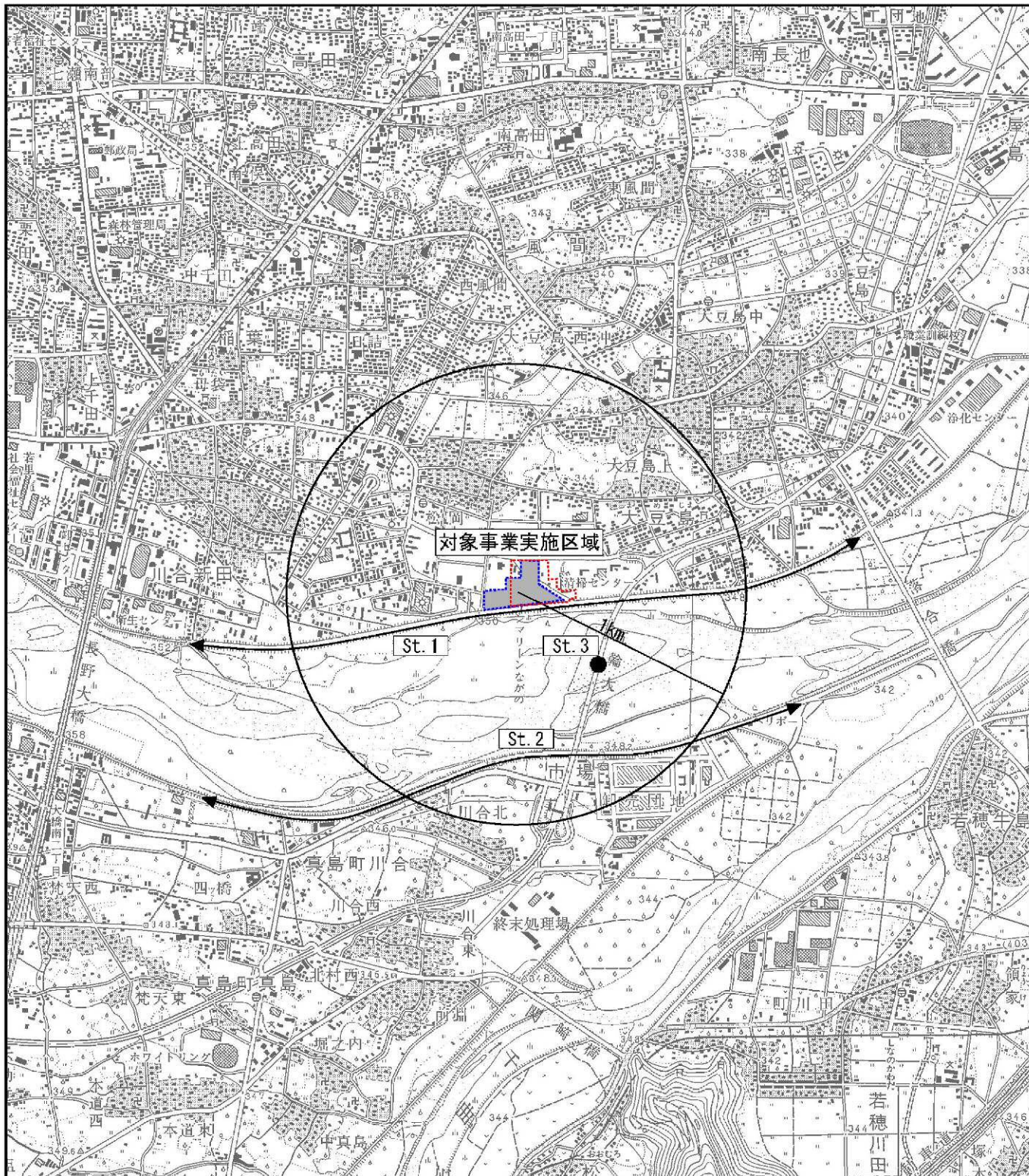
施設の稼働による日照障害の事後調査は表 5-18 に示す内容で実施する。

調査地点は図 5-8 に示す対象事業実施区域の北側敷地境界 1 地点とする。なお、環境影響評価書の予測結果との比較を行うため、調査は冬至日に実施するものとする。調査は施設稼働 1 年目の冬至日に実施する予定とし、天候により冬至日に調査が行えない場合には、次年度以降の冬至日に実施する。

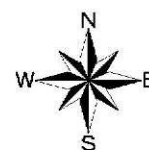
表 5-18 日照障害の事後調査計画（存在・供用による影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
日照障害	施設稼働1年目以降の冬至日	施設計画が定まった時点で、時刻別日影図、時間別日影図等を作成する。また、計画施設の竣工時に天空写真の撮影を行う。	1地点 (北側敷地境界)





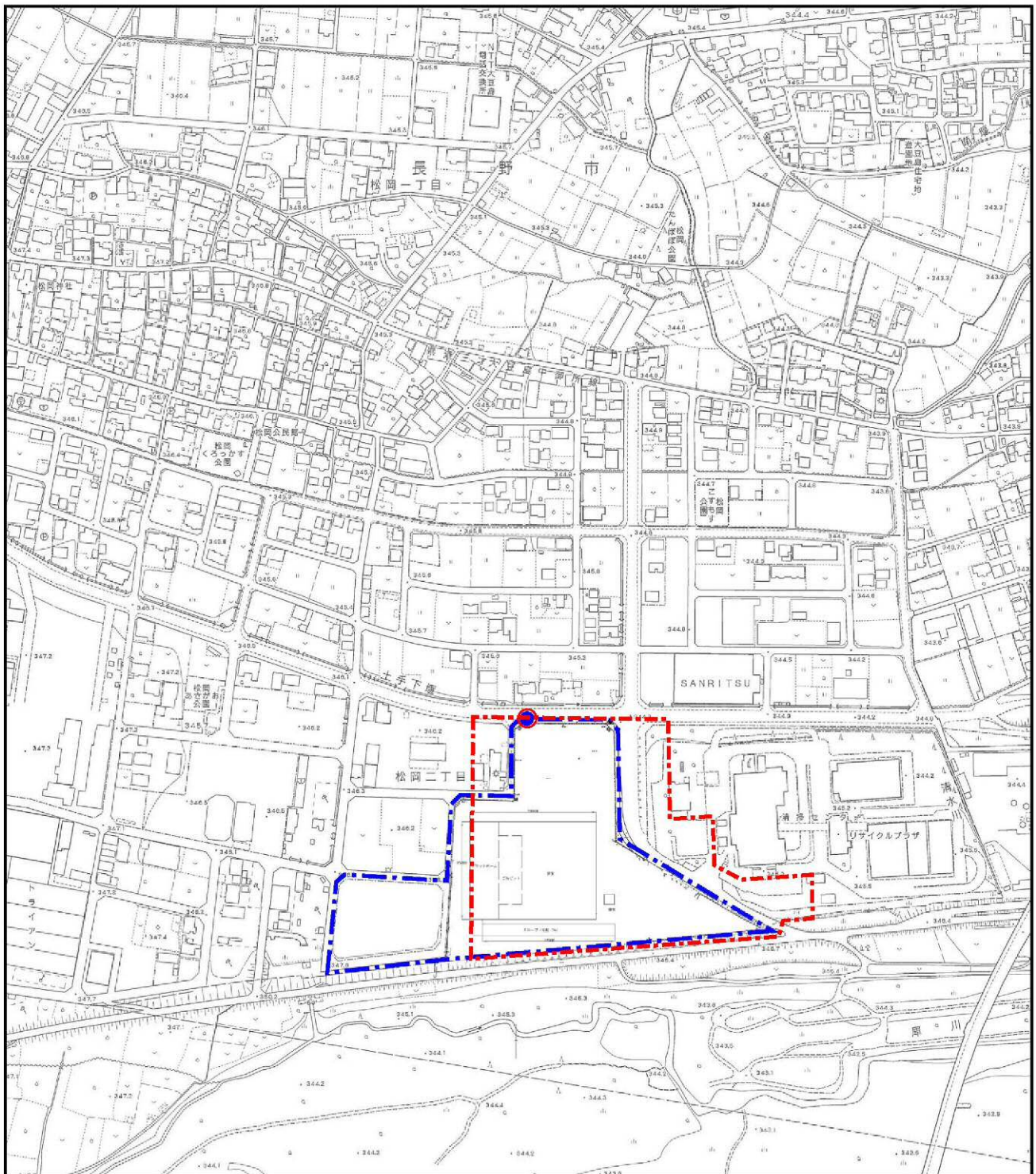
<変更前>	<変更後>
敷地境界	敷地境界





注) 調査地点は評価書事後調査計画から変更はない。

図 5-7 触れ合い活動の場事後調査地点 (存在・供用による影響)





<変更前>	<変更後>
 敷地境界	 敷地境界
 調査地点	 調査地点

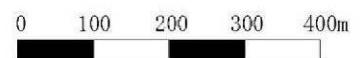
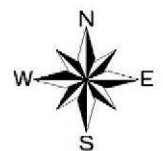


図 5-8 日照阻害事後調査地点（存在・供用による影響）

### 5-11 施設の稼働状況及び保全対策の実施状況

事後調査の実施にあわせ、表 5-19 に示すとおり、関連する施設の稼働状況及び環境保全措置の実施状況を調査・整理する。

表 5-19 施設稼働状況及び保全対策実施状況の事後調査計画

調査項目	調査時期	調査方法	調査対象
施設の稼働状況	事後調査の実施期間	資料の収集整理、聞き取り、写真撮影等による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設配置</li> <li>・計画建築物仕様</li> <li>・設備・機器種別、規格、台数</li> <li>・廃棄物搬出入等車両走行台数</li> <li>・廃棄物焼却処理量</li> <li>・施設の稼働に伴い発生する廃棄物等の量</li> <li>・発電量</li> <li>・施設稼働電力量</li> <li>・売電量</li> <li>・地下水揚水量</li> <li>・防災調整池の設置状況</li> <li>・緑化の状況</li> <li>・その他の施設の稼働の状況</li> </ul>
環境保全措置の実施状況	事後調査の実施期間	資料の収集整理、聞き取り、写真撮影等による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止対策の状況</li> <li>・騒音防止対策の状況</li> <li>・振動防止対策の状況</li> <li>・低周波音防止対策の状況</li> <li>・悪臭防止対策の状況</li> <li>・その他の環境保全措置の実施状況</li> </ul>

## 6. 調査結果の報告等

### 6-1 各調査結果の報告

運営事業者は、各調査測定後速やかに長野広域連合に報告を行う。

#### (1) 大気質

- ・異常値（環境保全目標超過）が測定された場合には携帯電話に警報が発令される仕組みとし、状況確認後速やかに報告を行い、運転状況及び推定される原因についても併せて報告する
- ・測定結果の確定値は、後日、計量証明書として報告する

#### (2) 騒音、振動、低周波音

- ・測定終了後、騒音レベル、振動レベル及び低周波音の概況と、測定時の運転状況について、簡易な書式で報告する
- ・データは持ち帰って演算を行い、結果を計量証明書として提出する

#### (3) 悪臭

- ・試料採取後、試料採取時の状況等について報告する
- ・特定悪臭物質の結果は計量証明書として、臭気指数及び臭気強度の結果は試験結果報告書として提出する

#### (4) 水象

- ・地下水位の観測結果は、1月単位で試験結果報告書として提出する
- ・施設の影響によると考えられる明らかな地下水位の変化がみられる場合には、速やかに報告し、後述する環境保全措置の再検討に入る

#### (5) 土壌汚染

- ・試料採取後、試料採取時の状況等について報告する
- ・土壌の分析結果は計量証明書として提出する

#### (6) 景観、触れ合い活動の場及び日照障害

- ・調査終了時点で、状況等について簡易な報告を行う
- ・調査結果は、事後調査（施設稼働後）報告書の中で、環境影響評価の結果と比較できる形で取りまとめて提出する

### 6-2 環境保全措置の再検討

事後調査の結果、事業の影響により環境保全目標が達成できていない場合には、運営事業者は速やかにその原因を究明し、必要に応じて専門家の助言・指導を仰ぎつつ、環境保全措置の追加・見直しの検討を行う。環境保全措置の追加・見直しの案について、運営事業者はその効果に係る予測・評価と併せて発注者に提示し、協議の上で対策を実施する。対策を講じた項目については、対策実施後、再度調査を実施して環境保全目標達成の確認を行う。

### 6-3 取りまとめ

運営事業者は、事後調査は年度ごとに事後調査（施設稼働後）報告書としてとりまとめを行い、長野広域連合に提出する。報告書では、各調査項目について環境影響評価書の予測結果との比較を行い、環境保全目標の達成状況について記述する。また、環境保全措置の追加・見直しを行った場合には、その内容及び効果について記述する。

【参考】環境影響評価で掲げた施設稼働後の環境保全目標

○大気質

表 環境保全に関する目標(焼却施設の稼働)

項目	環境保全に関する目標
二酸化硫黄	【長期平均濃度】 「大気の汚染に係る環境基準について」に示されている1時間の1日平均値0.04ppm以下 【短期濃度】 「大気の汚染に係る環境基準について」に示されている1時間値0.1ppm以下
二酸化窒素	【長期平均濃度】 「二酸化窒素に係る環境基準について」に示されている1時間の1日平均値0.04~0.06ppmより、0.04ppm以下 【短期濃度】 「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」に示されている1時間暴露値(0.1~0.2ppm)より、0.1ppm以下
浮遊粒子状物質	【長期平均濃度】 「大気の汚染に係る環境基準について」に示されている1時間の1日平均値0.10mg/m <sup>3</sup> 以下 【短期濃度】 「大気の汚染に係る環境基準について」に示されている1時間値0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン類	【長期平均濃度】及び【短期評価】 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に示されている年間平均値0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
塩化水素	【短期濃度】 「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正等について」に示されている目標環境濃度0.02ppm以下
ベンゼン	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」に示されている年間平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下
トリクロロエチレン	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」に示されている年間平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下
テトラクロロエチレン	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」に示されている年間平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下
ジクロロメタン	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」に示されている年間平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下

○騒音

表 環境保全に関する目標(施設の稼働)

環境保全に関する目標			備考
騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(第2種区域)	朝・夕	50 dB(A)	事業者として自主的に定めた環境管理上の目標値
	昼間	60 dB(A)	
	夜間	50 dB(A)	
〔参考〕 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(第4種区域)	朝・夕	70 dB(A)	対象事業実施区域の敷地境界における基準値
	昼間	70 dB(A)	
	夜間	65 dB(A)	
騒音に係る環境基準 (道路に面する地域)	昼間	65 dB(A)	—————
	夜間	60 dB(A)	

○振動

表 環境保全に関する目標（建設機械の稼働）

環境保全に関する目標			備 考
振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(第1種区域)	昼間	65 dB	事業者として自主的に定めた環境管理上の目標値
	夜間	60 dB	
〔参考〕 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(第2種区域)	昼間	70 dB	対象事業実施区域の敷地境界における基準値
	夜間	65 dB	
人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値	昼間 夜間	55 dB	—

○低周波音

表 環境保全に関する目標（施設の稼働）

環境保全に関する目標	備 考
90dB(G)	感覚閾値

出典:「低周波音問題対応の手引書」(環境省水大気環境局, 平成16年6月)

○悪臭

表 環境保全に関する目標(煙突排ガス臭気、廃棄物搬入車両の臭気)

環境保全に関する目標		備 考
臭気指数	10 未満	現況調査結果より設定

表 環境保全に関する目標(施設から漏洩する悪臭)

項 目	環境保全に関する目標
1. アンモニア	1 ppm 以下
2. メチルメルカプタン	0.002ppm 以下
3. 硫化水素	0.02ppm 以下
4. 硫化メチル	0.01ppm 以下
5. 二硫化メチル	0.009ppm 以下
6. トリメチルアミン	0.005ppm 以下
7. アセトアルデヒド	0.05ppm 以下
8. プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下
9. ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下
10. イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下
11. ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm 以下
12. イソバレルアルデヒド	0.003ppm 以下
13. イソブタノール	0.9ppm 以下
14. 酢酸エチル	3 ppm 以下
15. メチルイソブチルケトン	1 ppm 以下
16. トルエン	10ppm 以下
17. スチレン	0.4ppm 以下
18. キシレン	1 ppm 以下
19. プロピオン酸	0.03ppm 以下
20. ノルマル酪酸	0.001ppm 以下
21. ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下
22. イソ吉草酸	0.001ppm 以下



○水象

表 環境保全に関する目標(施設の稼働による影響)

項目	環境保全に関する目標
水 象	地下水の揚水によって地下水位を低下させ、地域住民の生活環境に著しい影響を与えないこと

○土壌汚染

表 環境保全に関する目標(焼却施設の稼働)

項 目	環境保全に関する目標	備 考
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g	予測地域は、住居等が存在するため、環境基準との整合性が図られているか検討した。
	現況濃度を著しく悪化させないこと	現況濃度が環境基準に比べて非常に小さい値であることから、現況の環境を保全するため、定性的目標として設定

○景観

表 環境保全に関する目標(存在・供用による影響)

項目	環境保全に関する目標	備 考
景 観	積極的に良好な景観の形成に努める	長野市の景観を守り育てる条例 第4条 事業者の責務
	地域の景観と調和した違和感のない景観とする	—

○触れ合い活動の場

表 環境保全に関する目標(存在・供用による影響)

項目	環境保全に関する目標
触れ合い活動の場	地域の触れ合い活動の場が維持され、また活動に影響を与えないこと

○日照阻害

表 環境保全に関する目標(存在・供用による影響)

環境保全に関する目標	備 考
日影時間 4時間以内 (敷地境界から10m以内) 日影時間 2.5時間以内 (敷地境界から10m超)	建築基準法第56条の2及び長野県建築基準条例第42条に定められる日影による中高層の建築物の制限